

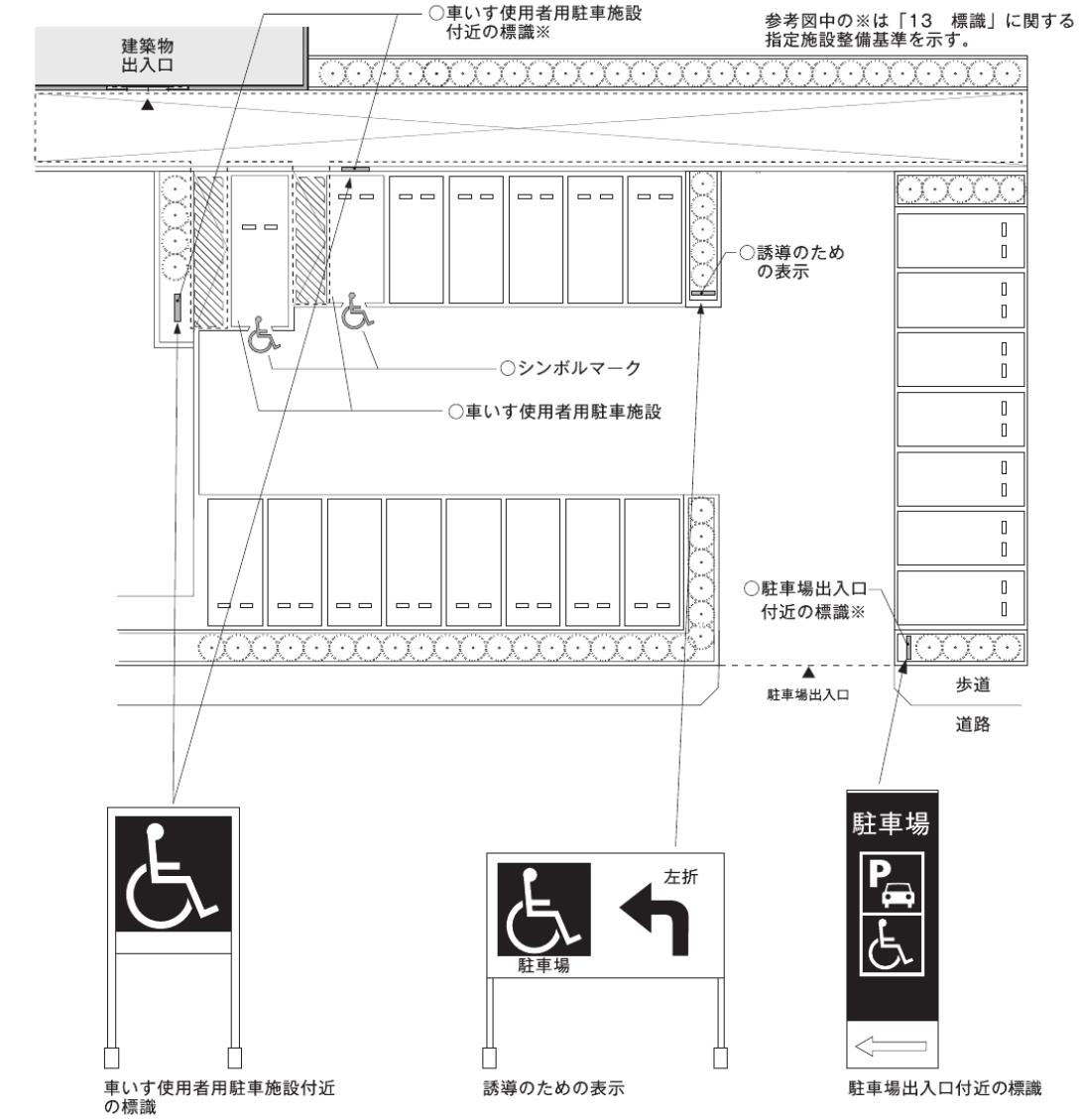
改正ページ	目次	改正点	赤字部分の修正																																																				
〔旧〕現行		〔新〕改正案																																																					
コラム（目次）		コラム（目次）																																																					
<p>「高齢者・障害者等の行動特性に関するコラム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバーカー 40 ・杖使用者の介助方法 41 ・杖の種類 42 ・様々な車いす 47 ・上肢障害者の特徴 48 ・白杖について 50 ・視覚障害者の一般的な誘導方法 50 ・聴覚障害者のためのマーク 51 ・ベースメーカー 52 ・ベビーカー 54 ・すべての人に使いやすい建物を目指して 54-1 <p>「施設整備項目に関するコラム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用駐車施設のマナー 73 ・滑り抵抗係数 81 ・エレベーター利用のマナー 97 ・車いす使用者の便器へのアプローチ 108 ・トイレのマナー 109 ・オストメイト 110 ・水栓器具の使用方法 113 		<p>「高齢者・障害者等の行動特性に関するコラム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きめのシート 114 ・多機能トイレに利用者が集中している背景 115-1 ・多機能トイレへの利用者集中を解消する整備例 115-2 ・施設全体における機能分散① 115-3 ・施設全体における機能分散② 115-4 ・入浴を補助する福祉用具 119 ・ホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー化の促進 124-1 ・一般客室のバリアフリー改修事例 124-2 ・サイトライン（可視線） 128-1 ・国際シンボルマークについて 131 ・各居室に向けた誘導用ブロックの事例 138 ・点字案内・触知図入りの印刷物 139 ・災害時への配慮 143-1 ・輝度と輝度比について 155 <p>「バリアフリー基礎知識」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消 23-1 ・面的整備（バリアフリー基本構想） 87 ・こころのバリアフリーを進めるために 125 ・身体障害者補助犬法 129 ・わかりやすい印刷物のつくり方 135 																																																					
本マニュアルにおける用語について		本マニュアルにおける用語について																																																					
<p>＜表記の統一＞</p> <p>「車椅子」、「籠」及び「蓋」は常用漢字になっていますが、本マニュアルにおいては、「車いす」「かご」「ふた」と表記することとします。</p> <p>＜用語の定義＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d3d3d3;">マニュアルで使用する表記</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハートビル法・条例</td><td>「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及びその委任を受けて横浜市で制定していた条例のこと。</td></tr> <tr> <td>バリアフリー法</td><td>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。</td></tr> <tr> <td>政令</td><td>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」のこと。</td></tr> <tr> <td>告示</td><td>「政令に基づき国土交通大臣が定めた告示」のこと。</td></tr> <tr> <td>建築物バリアフリー条例</td><td>「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」のこと。</td></tr> <tr> <td>オストメイト対応設備</td><td>人工肛門や人工膀胱の排泄口を増設した人を「オストメイト」と言う。「オストメイト対応設備」とは、ハウチ（排泄物をためておく袋）等を洗浄するための水栓器具（汚物流し、水栓やボタンなど）や紙巻器、汚物入れなどの設備のこと。</td></tr> <tr> <td>視覚障害者誘導用ブロック</td><td>「点状ブロック」及び「線状ブロック」をまとめた総称。</td></tr> <tr> <td>ピクトグラム</td><td>案内設備等で利用する「絵文字」のこと。</td></tr> <tr> <td>授乳室</td><td>「授乳ができる場所」のこと。</td></tr> <tr> <td>おむつ交換場所</td><td>「おむつ交換ができる場所」のこと。</td></tr> <tr> <td>乳幼児用椅子</td><td>「乳幼児をすわらせることができる設備」のこと。</td></tr> <tr> <td>乳幼児用おむつ交換台</td><td>「乳幼児のおむつ交換をすることができる設備」のこと。</td></tr> </tbody> </table>		マニュアルで使用する表記	解 説	ハートビル法・条例	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及びその委任を受けて横浜市で制定していた条例のこと。	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。	政令	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」のこと。	告示	「政令に基づき国土交通大臣が定めた告示」のこと。	建築物バリアフリー条例	「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」のこと。	オストメイト対応設備	人工肛門や人工膀胱の排泄口を増設した人を「オストメイト」と言う。「オストメイト対応設備」とは、ハウチ（排泄物をためておく袋）等を洗浄するための水栓器具（汚物流し、水栓やボタンなど）や紙巻器、汚物入れなどの設備のこと。	視覚障害者誘導用ブロック	「点状ブロック」及び「線状ブロック」をまとめた総称。	ピクトグラム	案内設備等で利用する「絵文字」のこと。	授乳室	「授乳ができる場所」のこと。	おむつ交換場所	「おむつ交換ができる場所」のこと。	乳幼児用椅子	「乳幼児をすわらせることができる設備」のこと。	乳幼児用おむつ交換台	「乳幼児のおむつ交換をすることができる設備」のこと。	<p>＜表記の統一＞</p> <p>「車椅子」、「籠」及び「蓋」は常用漢字になっていますが、本マニュアルにおいては、「車いす」「かご」「ふた」と表記することとします。</p> <p>＜用語の定義＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d3d3d3;">マニュアルで使用する表記</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハートビル法・条例</td><td>「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及びその委任を受けて横浜市で制定していた条例のこと。</td></tr> <tr> <td>バリアフリー法</td><td>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。</td></tr> <tr> <td>政令</td><td>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」のこと。</td></tr> <tr> <td>告示</td><td>「政令に基づき国土交通大臣が定めた告示」のこと。</td></tr> <tr> <td>建築物バリアフリー条例</td><td>「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」のこと。</td></tr> <tr> <td>オストメイト対応設備</td><td>人工肛門や人工膀胱の排泄口を増設した人を「オストメイト」と言う。「オストメイト対応設備」とは、ハウチ（排泄物をためておく袋）等を洗浄するための水栓器具（汚物流し、水栓やボタンなど）や紙巻器、汚物入れなどの設備のこと。</td></tr> <tr> <td>視覚障害者誘導用ブロック</td><td>「点状ブロック」及び「線状ブロック」をまとめた総称。</td></tr> <tr> <td>ピクトグラム</td><td>案内設備等で利用する「絵文字」のこと。</td></tr> <tr> <td>授乳室</td><td>「授乳ができる場所」のこと。</td></tr> <tr> <td>おむつ交換場所</td><td>「おむつ交換ができる場所」のこと。</td></tr> <tr> <td>乳幼児用椅子</td><td>「乳幼児をすわらせることができる設備」のこと。</td></tr> <tr> <td>乳幼児用おむつ交換台</td><td>「乳幼児のおむつ交換をすることができる設備」のこと。</td></tr> </tbody> </table>		マニュアルで使用する表記	解 説	ハートビル法・条例	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及びその委任を受けて横浜市で制定していた条例のこと。	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。	政令	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」のこと。	告示	「政令に基づき国土交通大臣が定めた告示」のこと。	建築物バリアフリー条例	「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」のこと。	オストメイト対応設備	人工肛門や人工膀胱の排泄口を増設した人を「オストメイト」と言う。「オストメイト対応設備」とは、ハウチ（排泄物をためておく袋）等を洗浄するための水栓器具（汚物流し、水栓やボタンなど）や紙巻器、汚物入れなどの設備のこと。	視覚障害者誘導用ブロック	「点状ブロック」及び「線状ブロック」をまとめた総称。	ピクトグラム	案内設備等で利用する「絵文字」のこと。	授乳室	「授乳ができる場所」のこと。	おむつ交換場所	「おむつ交換ができる場所」のこと。	乳幼児用椅子	「乳幼児をすわらせることができる設備」のこと。	乳幼児用おむつ交換台	「乳幼児のおむつ交換をすることができる設備」のこと。
マニュアルで使用する表記	解 説																																																						
ハートビル法・条例	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及びその委任を受けて横浜市で制定していた条例のこと。																																																						
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。																																																						
政令	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」のこと。																																																						
告示	「政令に基づき国土交通大臣が定めた告示」のこと。																																																						
建築物バリアフリー条例	「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」のこと。																																																						
オストメイト対応設備	人工肛門や人工膀胱の排泄口を増設した人を「オストメイト」と言う。「オストメイト対応設備」とは、ハウチ（排泄物をためておく袋）等を洗浄するための水栓器具（汚物流し、水栓やボタンなど）や紙巻器、汚物入れなどの設備のこと。																																																						
視覚障害者誘導用ブロック	「点状ブロック」及び「線状ブロック」をまとめた総称。																																																						
ピクトグラム	案内設備等で利用する「絵文字」のこと。																																																						
授乳室	「授乳ができる場所」のこと。																																																						
おむつ交換場所	「おむつ交換ができる場所」のこと。																																																						
乳幼児用椅子	「乳幼児をすわらせることができる設備」のこと。																																																						
乳幼児用おむつ交換台	「乳幼児のおむつ交換をすることができる設備」のこと。																																																						
マニュアルで使用する表記	解 説																																																						
ハートビル法・条例	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及びその委任を受けて横浜市で制定していた条例のこと。																																																						
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。																																																						
政令	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」のこと。																																																						
告示	「政令に基づき国土交通大臣が定めた告示」のこと。																																																						
建築物バリアフリー条例	「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」のこと。																																																						
オストメイト対応設備	人工肛門や人工膀胱の排泄口を増設した人を「オストメイト」と言う。「オストメイト対応設備」とは、ハウチ（排泄物をためておく袋）等を洗浄するための水栓器具（汚物流し、水栓やボタンなど）や紙巻器、汚物入れなどの設備のこと。																																																						
視覚障害者誘導用ブロック	「点状ブロック」及び「線状ブロック」をまとめた総称。																																																						
ピクトグラム	案内設備等で利用する「絵文字」のこと。																																																						
授乳室	「授乳ができる場所」のこと。																																																						
おむつ交換場所	「おむつ交換ができる場所」のこと。																																																						
乳幼児用椅子	「乳幼児をすわらせることができる設備」のこと。																																																						
乳幼児用おむつ交換台	「乳幼児のおむつ交換をすることができる設備」のこと。																																																						

改正ページ	64 ページ	改正点	赤字部分の修正	
[旧]現行		[新]改正案		
2 敷地内の通路		2 敷地内の通路		
II マニュアル編 （1）指定施設整備基準 ア 共同住宅以外 2 敷地内の通路	基本的な考え方	II マニュアル編 （1）指定施設整備基準 ア 共同住宅以外 2 敷地内の通路	基本的な考え方	
<p>敷地内の通路とは、道等から建築物の出入口までの通路や通り抜けのための通路などを指しています。全ての人が安全かつ円滑に建築物へアクセスできるよう手すり等を設置し、最低1以上の経路は、移動等円滑化経路として段を生じないようにする必要があります。</p> <p>また、敷地内に車路がある場合は、敷地内の通路と交差しないような配置とすることや、車路に転落しないよう手すりを設置するなどの配慮が必要です。</p>	<p>（1）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(7) 段の上端及び下端に近接する部分</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p> <p>ウ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</p> <p>b 握りやすい形状とすること。</p> <p>c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p>	<p>建築物移動等円滑化基準</p> <p>図</p> <p>同左</p> <p>2-1</p> <p>⇒15 案内設備までの経路」を参照</p> <p>2-2</p> <p>同左</p> <p>2-1</p> <p>⇒15 案内設備までの経路」(P.134)を参照</p> <p>2-2</p> <p>同左</p> <p>2-3</p> <p>2-4</p>	<p>（1）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(7) 段の上端及び下端に近接する部分</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p> <p>ウ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</p> <p>b 握りやすい形状とすること。</p> <p>c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p>	<p>建築物移動等円滑化基準</p> <p>図</p> <p>同左</p> <p>2-1</p> <p>⇒15 案内設備までの経路」(P.134)を参照</p> <p>2-2</p> <p>同左</p> <p>2-3</p> <p>2-4</p>

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図3-4 駐車場の誘導表示の例



誘導のための表示

整備基準 3-(4)

- 車いす使用者用駐車施設へ迷うことなく到達できるよう、表示により誘導を行う必要がある。また、車路の分岐点がある場合には、車いす使用者用駐車施設のある方向へ誘導すること。
- 複数の車いす使用者用駐車施設がある場合、各駐車施設まで適切に誘導する必要がある。

標識

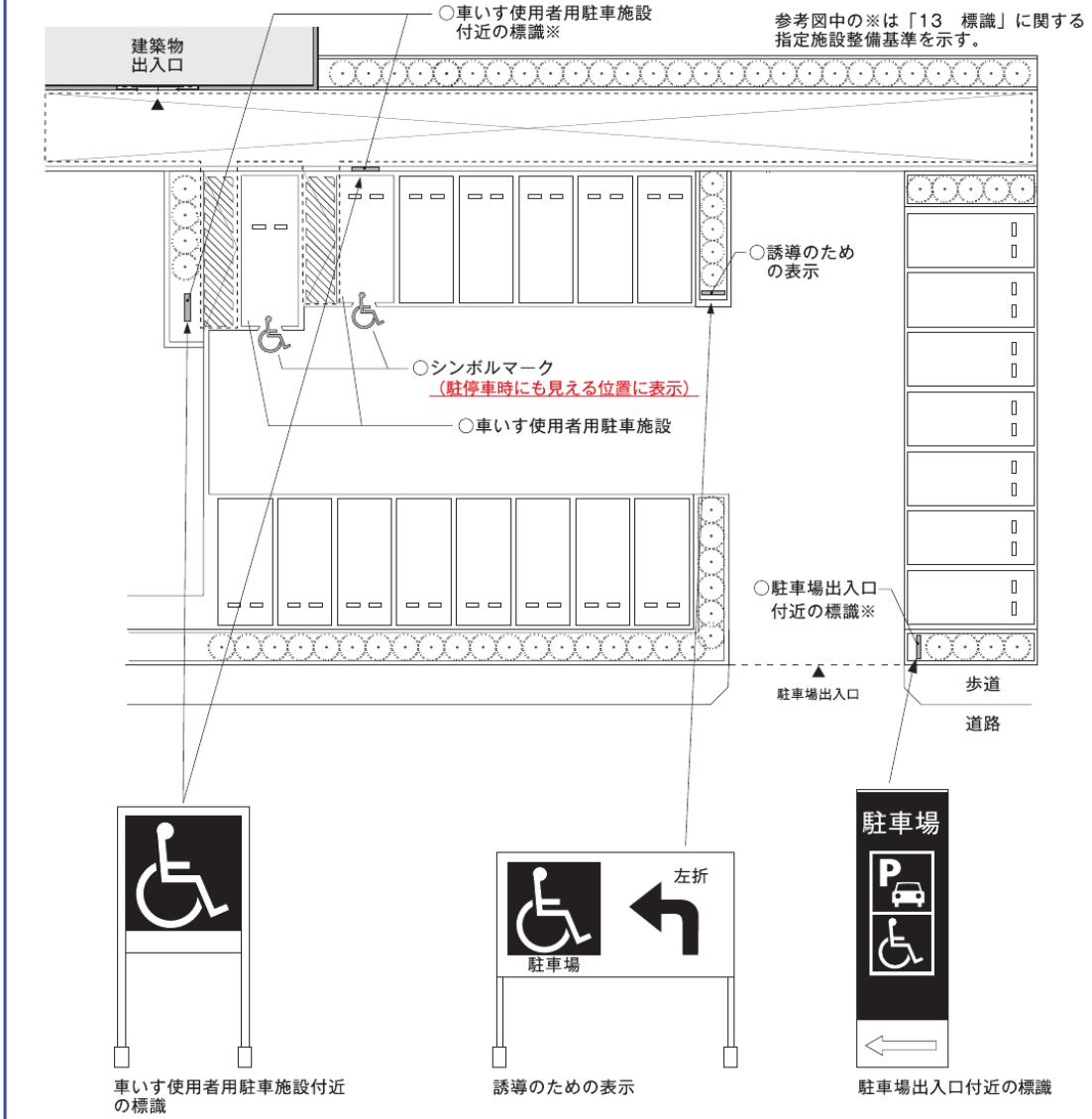
整備基準 13-(1)、13-(3)

- 駐車場出入口と車いす使用者用駐車施設の付近に、車いす使用者用駐車施設があることを示す標識を設置する必要がある。
- 駐車場出入口に車いす使用者が支障なく利用できる駐車施設の満空表示を設けることが望ましい。

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図3-4 駐車場の誘導表示の例



誘導のための表示

整備基準 3-(4)

- 車いす使用者用駐車施設へ迷うことなく到達できるよう、表示により誘導を行う必要がある。また、車路の分岐点がある場合には、車いす使用者用駐車施設のある方向へ誘導すること。
- 複数の車いす使用者用駐車施設がある場合、各駐車施設まで適切に誘導する必要がある。

標識

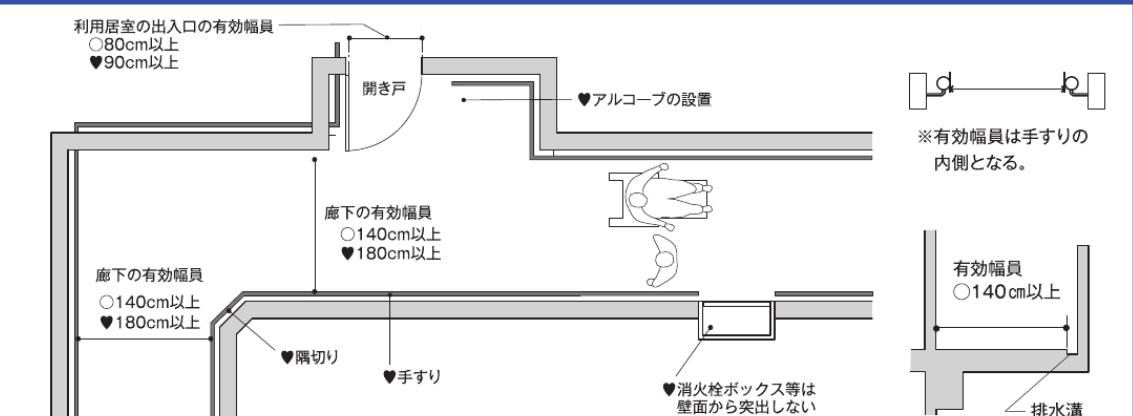
整備基準 13-(1)、13-(3)

- 駐車場出入口と車いす使用者用駐車施設の付近に、車いす使用者用駐車施設があることを示す標識を設置する必要がある。
- 駐車場出入口に車いす使用者が支障なく利用できる駐車施設の満空表示を設けることが望ましい。

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図5-1 廊下等の整備例



仕上げ

整備基準 5-(1)-ア

- 毛足の長いカーペットは車いすの操作が極端に重くなるため、使用しないことが望ましい。
- 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいため、使用しないことが望ましい。

移動等円滑化経路を構成する廊下等には以下の基準等も適用されます。

⇒車いす使用者用経路は「12 客席及び舞台」を参照

仕上げ

整備基準 5-(2)-ア

- 毛足の長いカーペットは車いすの操作が極端に重くなるため、使用しないこと。
- 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいため、使用しないこと。

車いすの転回に支障がない場所

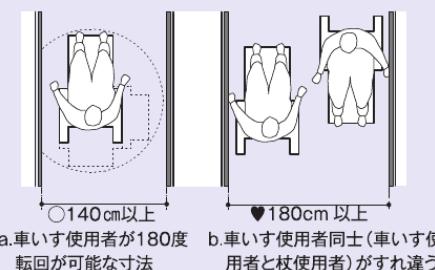
整備基準 5-(2)-ウ

- 支障なく車いすが転回するためには、有効幅員140cm以上必要となる。

有効幅員の確保

整備基準 5-(2)-イ、ウ

- 移動等円滑化経路を構成する廊下等の有効幅員は、車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できるだけの幅として140cm以上とする必要がある。
- 突出物は、有効幅員に含まない。
- 廊下等に手すりがある場合の有効幅員は、その内側となる。(階段の場合の考え方とは異なる。)



排水溝のふたの構造

整備基準 5-(2)-カ

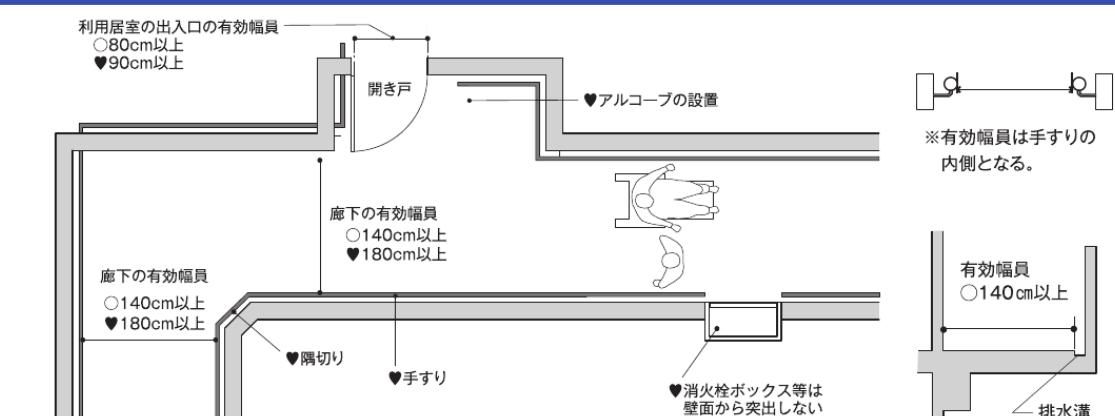
- 移動等円滑化経路が排水溝を横断する場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設ける必要がある。
- 外廊下で、進行方向に沿って排水溝があり段差が生じる場合は、その部分は有効幅員に含まない。
- 排水溝にふたをするなどして、車いすが脱輪するおそれのない措置を施した場合は、当該部分も有効幅員に含むことができる。

⇒「2 敷地内の通路」を参照

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図5-1 廊下等の整備例



仕上げ

整備基準 5-(1)-ア

- 毛足の長いカーペットは車いすの操作が極端に重くなるため、使用しないことが望ましい。
- 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいため、使用しないことが望ましい。

移動等円滑化経路を構成する廊下等には以下の基準等も適用されます。

⇒車いす使用者用経路は「12 客席及び舞台」(P.126)を参照

仕上げ

整備基準 5-(2)-ア

- 毛足の長いカーペットは車いすの操作が極端に重くなるため、使用しないこと。
- 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいため、使用しないこと。

車いすの転回に支障がない場所

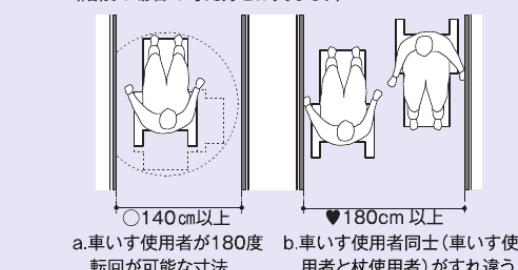
整備基準 5-(2)-ウ

- 支障なく車いすが転回するためには、有効幅員140cm以上必要となる。

有効幅員の確保

整備基準 5-(2)-イ、ウ

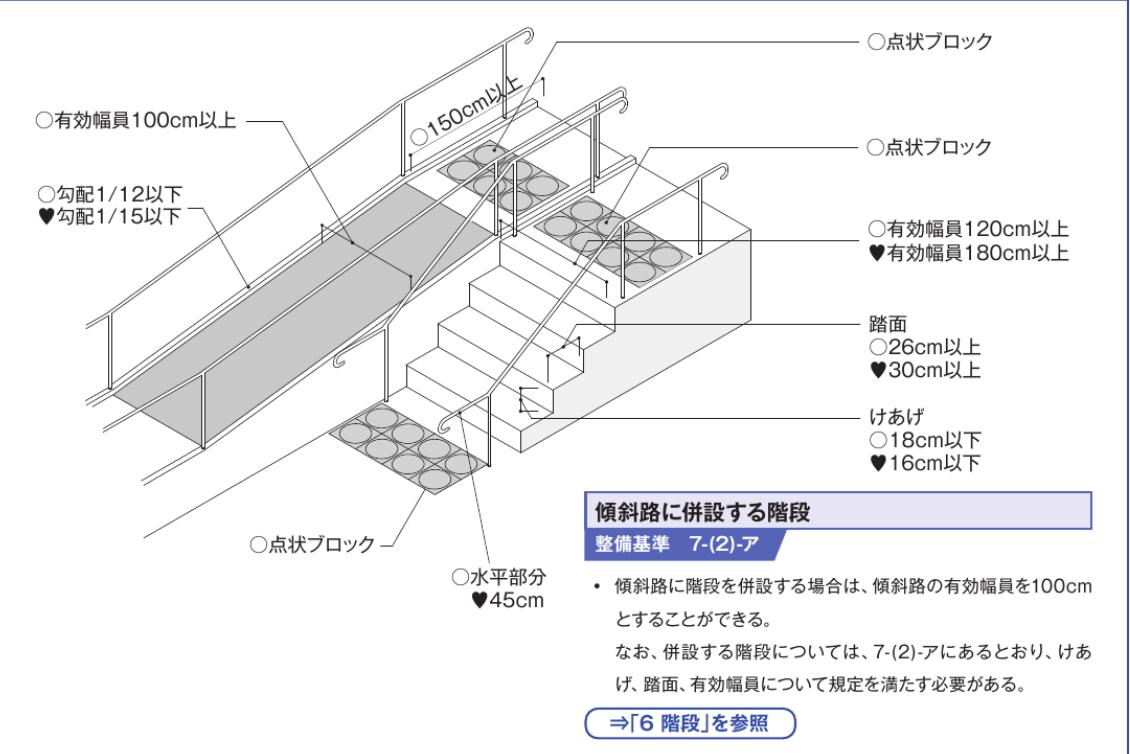
- 移動等円滑化経路を構成する廊下等の有効幅員は、車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できるだけの幅として140cm以上とする必要がある。
- 突出物は、有効幅員に含まない。
- 廊下等に手すりがある場合の有効幅員は、その内側となる。(階段の場合の考え方とは異なる。)



参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図7-2 階段に併設する場合

II マニュアル編
(1) 指定施設整備基準
建築物移動等円滑化基準
ア 共同住宅以外

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図7-2 階段に併設する場合

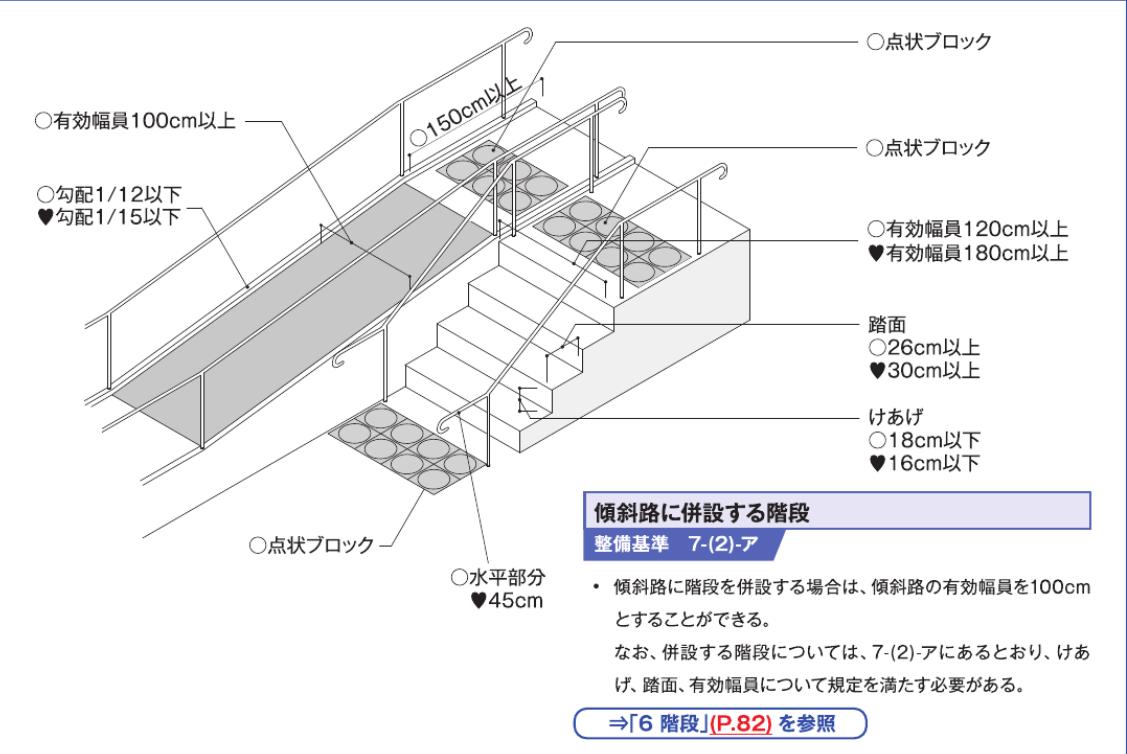
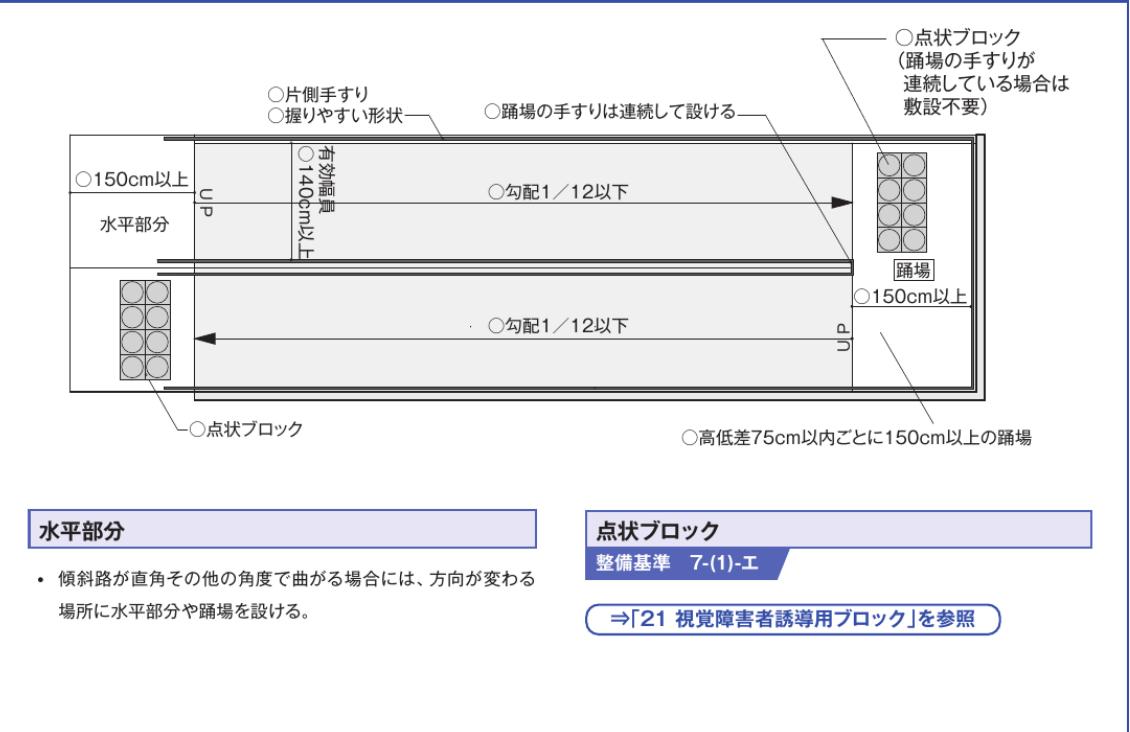
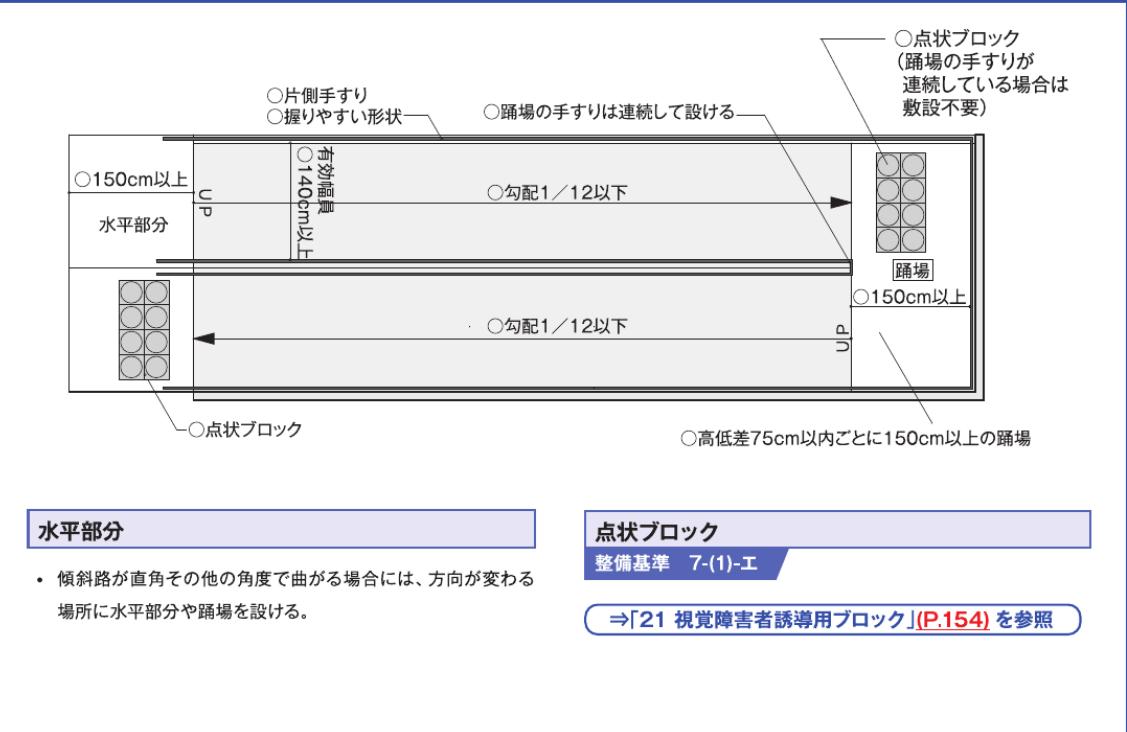
II マニュアル編
(1) 指定施設整備基準
建築物移動等円滑化基準
ア 共同住宅以外

図7-3 折れ曲がる傾斜路の場合



7 傾斜路

図7-3 折れ曲がる傾斜路の場合

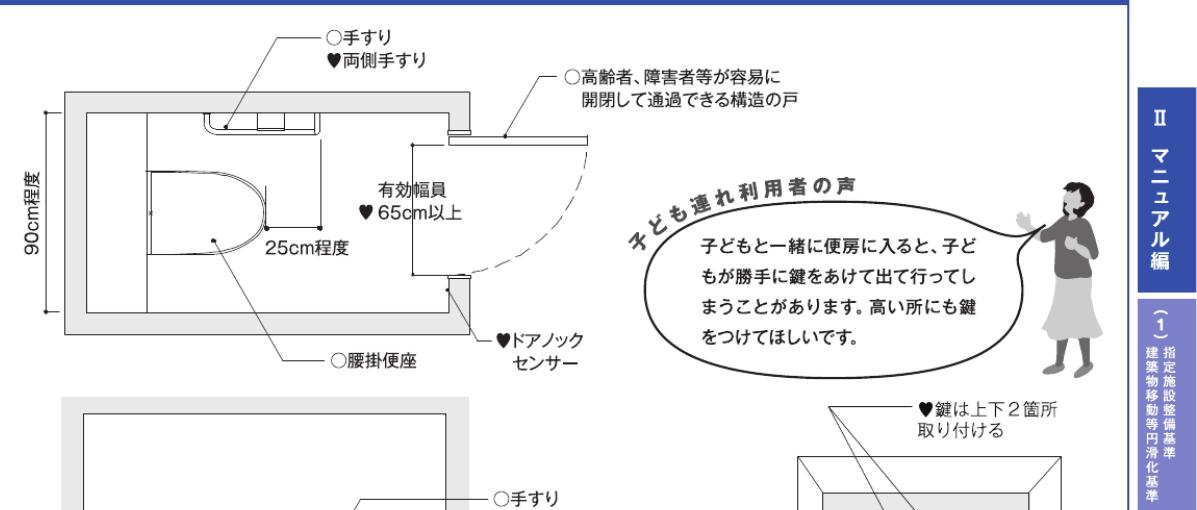


7 傾斜路

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

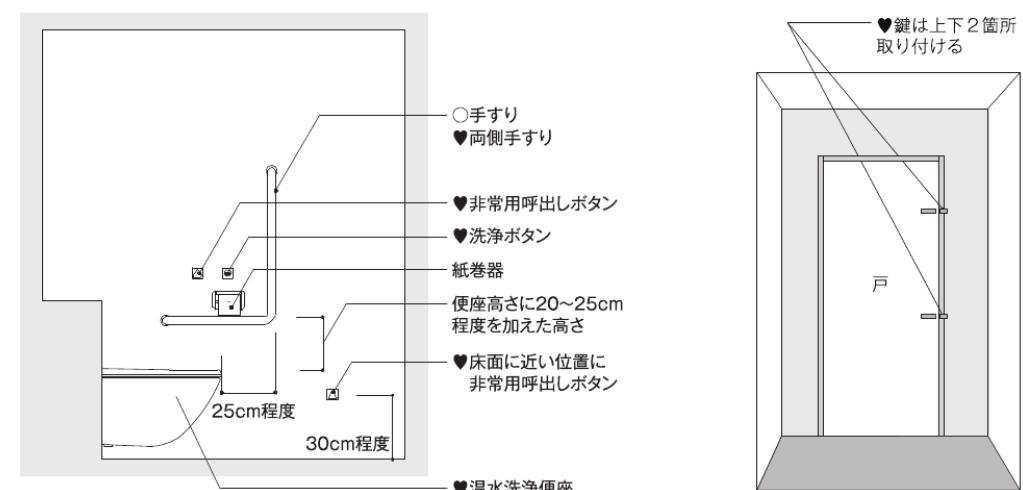
図9-9 その他の便房の例



II マニュアル編

(1) 指定施設整備基準等円滑化基準

ア 共同住宅以外



その他の便房

整備基準 9-(2)-カ

- その他の便房とは、車いす使用者用便房以外の便房のことである。その他の便房を設ける場合は、各便所に1以上、9-(2)-カを満たす便房が必要となる。
- 乳幼児用の便所においても、壁等で囲まれた便房については、その他の便房として扱うため、9-(2)-カの対象となる。
- 非常用呼出しボタンを設けるほか、各設備は、日本産業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。

手すりの構造

整備基準 9-(2)-カ-(7)

- 高齢者や歩行困難者のために、立位姿勢を補助し、排泄中の姿勢を安定させるために必要な設備である。
- その他の便房に男子用小便器のみを設けた場合、9-(2)-オ-(1)で設ける手すりと9-(2)-カ-(7)で設ける手すりを兼ねることができる。
- その他の便房の手すりはL型手すりとすることが望ましい。
- その他の便房の手すりは両側に設けることが望ましい。

戸の構造

整備基準 9-(2)-カ-(1)

- 施錠装置は弱い力でも簡単に操作できること。
- その他の便房の出入口の有効幅員は65cm以上とすることが望ましい。
- 車いす使用者や子ども連れ等の利用も考慮した広めの便房は、出入口の有効幅員は80cm以上とすることが望ましい。
- 開き戸より開閉しやすい引き戸とすることが望ましい。
- 開き戸とする場合は、戸が開かなくなることを避けるため、外開きや非常に戸が取り外せる構造(当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮)とすることが望ましい。
- 便房使用中に、外側から使用中であることがわかる構造とすることが望ましい。
- その他の便房のドアには、ドアノックを感じし、発光するドアノックセンサー等を便房内側に設置することが望ましい。
- ドアの鍵は、子どもとの同室を想定し、通常の位置と子どもの手の届かない高い位置の2箇所に設置することが望ましい。
- 施錠を示す色は赤と青とし、明度・彩度にも配慮することが望ましい。

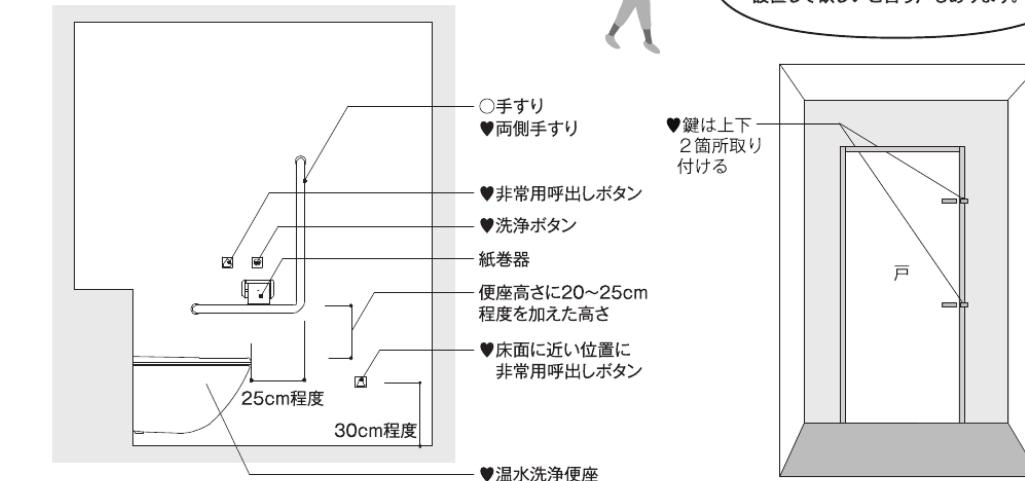
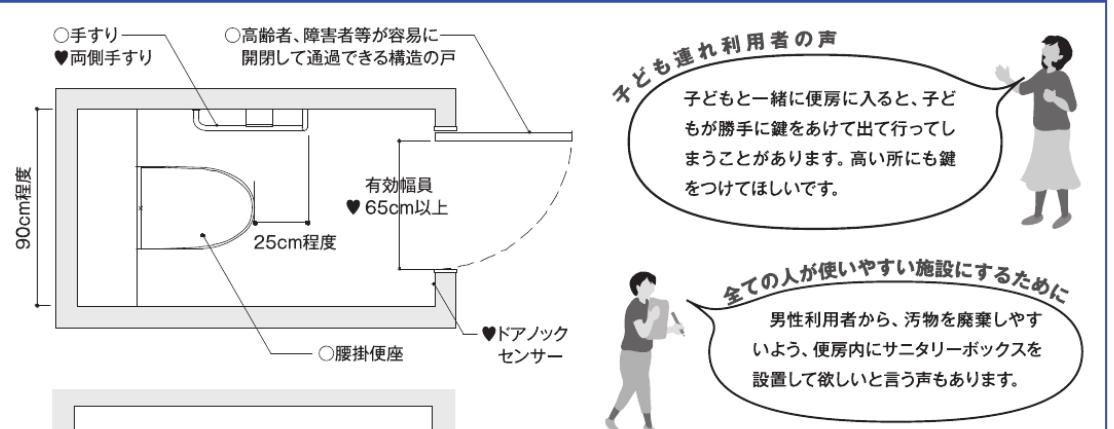
9

便所

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-9 その他の便房の例



その他の便房

整備基準 9-(2)-カ

- その他の便房とは、車いす使用者用便房以外の便房のことである。その他の便房を設ける場合は、各便所に1以上、9-(2)-カを満たす便房が必要となる。
- 乳幼児用の便所においても、壁等で囲まれた便房については、その他の便房として扱うため、9-(2)-カの対象となる。
- 非常用呼出しボタンを設けるほか、各設備は、日本産業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。

戸の構造

整備基準 9-(2)-カ-(1)

- 施錠装置は弱い力でも簡単に操作できること。
- その他の便房の出入口の有効幅員は65cm以上とすることが望ましい。
- 車いす使用者や子ども連れ等の利用も考慮した広めの便房は、出入口の有効幅員は80cm以上とすることが望ましい。
- 開き戸より開閉しやすい引き戸とすることが望ましい。
- 開き戸とする場合は、戸が開かなくなることを避けるため、外開きや非常に戸が取り外せる構造(当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮)とすることが望ましい。
- 開き戸とする場合は、戸が開かなくなることを避けるため、外開きや非常に戸が取り外せる構造(当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮)とすることが望ましい。
- その他の便房のドアには、ドアノックを感じし、発光するドアノックセンサー等を便房内側に設置することが望ましい。
- ドアの鍵は、子どもとの同室を想定し、通常の位置と子どもの手の届かない高い位置の2箇所に設置することが望ましい。
- 施錠を示す色は赤と青とし、明度・彩度にも配慮することが望ましい。

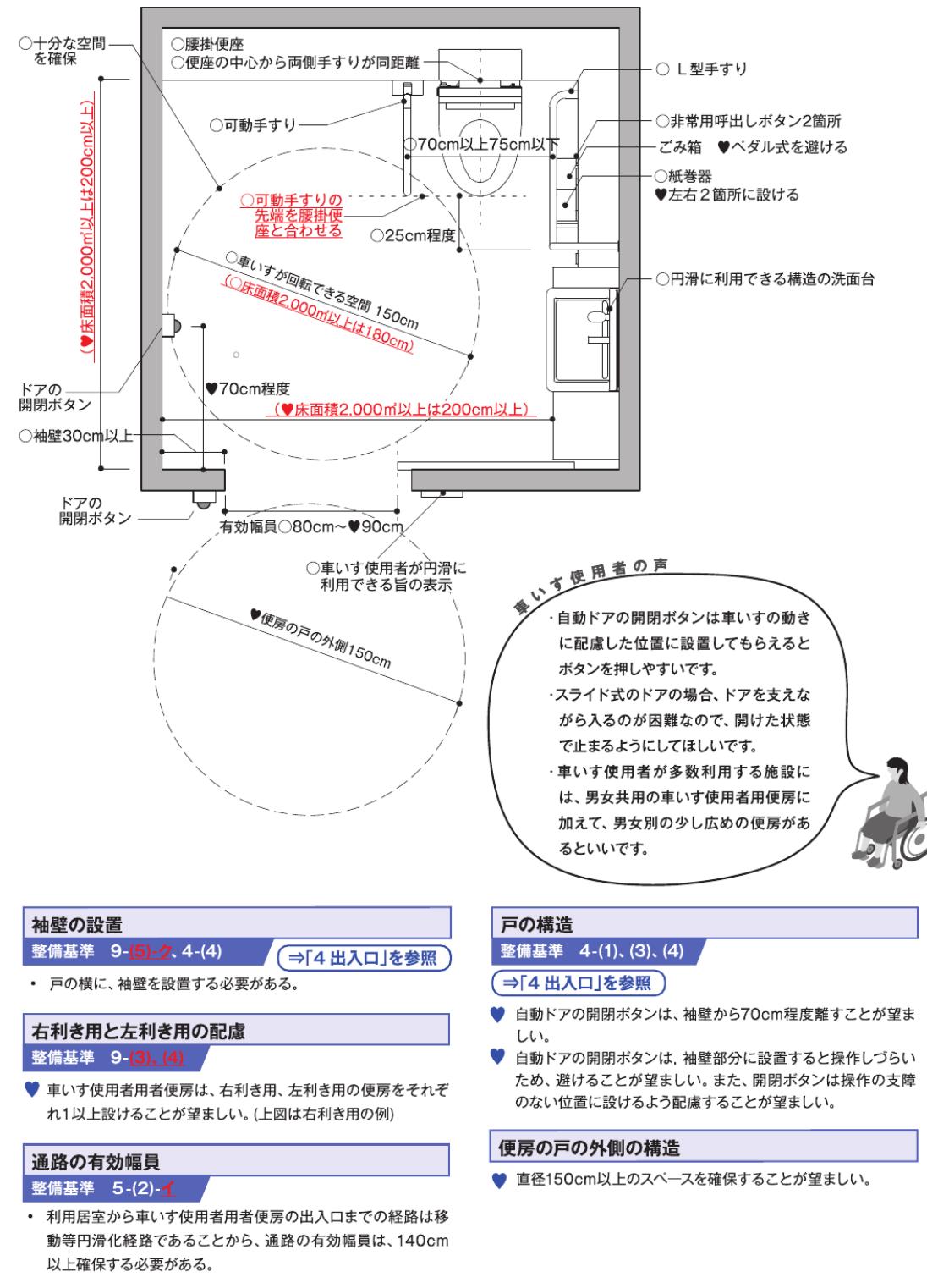
9

便所

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

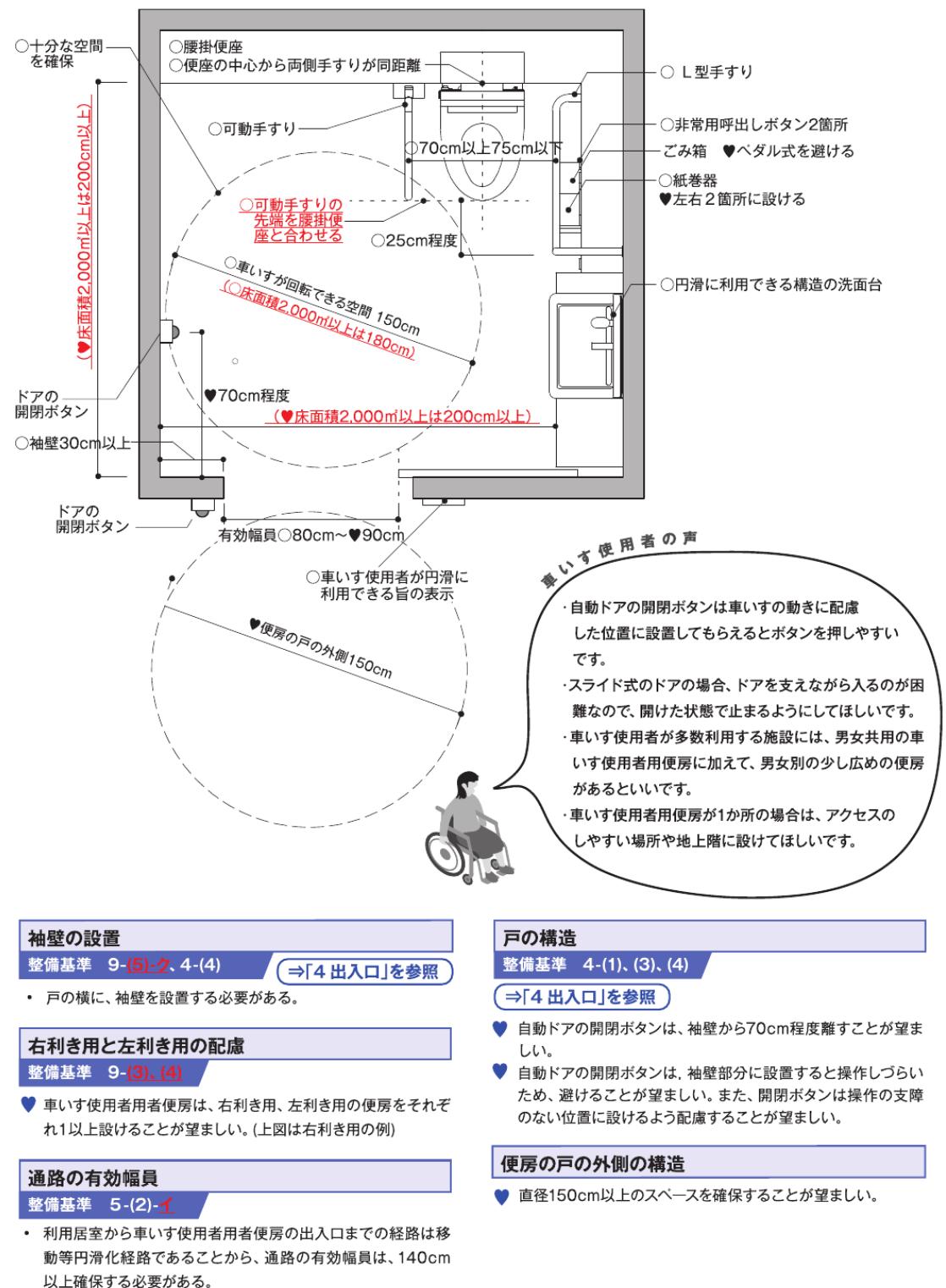
図9-10 車いす使用者用便房の例



参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-10 車いす使用者用便房の例



改正ページ		106 ページ		改正点		図9-11の説明文を修正																															
〔旧〕現行				〔新〕改正案																																	
II マニュアル編 (1) 指定施設整備基準 ア 共同住宅以外	指定施設整備基準 力 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。 キ 非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。 ク 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。 ケ 当該車いす使用者用便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	建築物移動等円滑化基準 — — — 同左	図 9-12 9-10 9-12 9-10	II マニュアル編 (1) 指定施設整備基準 ア 共同住宅以外	指定施設整備基準 力 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。 キ 非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。 ク 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。 ケ 当該車いす使用者用便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	建築物移動等円滑化基準 — — — 同左	図 9-12 9-10 9-12 9-10																														
(参考:関連条文) 政令第14条、 令和6年告示第1074号 、規則別表第1の2(9の項)、規則別表第5(9の項)																																					
参考図 ○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備 図9-11 車いす使用者用便房の例－2	十分な空間を確保 整備基準 9-(5)-工			参考図 ○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備 図9-11 車いす使用者用便房の例－2	十分な空間を確保 整備基準 9-(5)-工																																
9 便所	<p>● 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、便房内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、便房内の設備等と干渉しないよう、直径150cm以上の円が必要である。</p> <p>● 床面積 2,000 m²以上の建築物を建築する場合は、座位交換型の電動車いす使用者が 360 度回転できる十分な空間のある便房を 1 以上設置する必要がある。直径 180cm 以上の円が便房内の設備等と干渉しないように内接し、その便房が 9-(5) の規定をすべて満たすこと。なお、便房の内法は 200cm×200cm 以上であることが望ましい。ただし、増築等においては増築等の床面積が 2,000 m²以上の場合に限る。</p> <p>車いす使用者用便房の十分な空間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">建築物の床面積</th> </tr> <tr> <th>~500m²</th> <th>500m²~2,000m²</th> <th>2,000m²~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ180cmの円が内接</td> <td>♥</td> <td>♥</td> <td>○ 1以上</td> </tr> <tr> <td>φ150cmの円が内接</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				建築物の床面積			~500m ²	500m ² ~2,000m ²	2,000m ² ~	φ180cmの円が内接	♥	♥	○ 1以上	φ150cmの円が内接	○	○	○	9 便所	<p>● 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保し、以下に示すスペースを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各設備を使用でき、車いす使用者が360度回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。 ● 床面積2,000m²以上の建築物における1以上の車いす使用者用便房には、原則として180cm以上の円が内接できるスペースを設ける。 <p>車いす使用者用便房の十分な空間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">建築物の床面積</th> </tr> <tr> <th>~500m²</th> <th>500m²~2,000m²</th> <th>2,000m²~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ180cmの円が内接</td> <td>♥</td> <td>♥</td> <td>○ 1以上 (共同住宅を除く)</td> </tr> <tr> <td>φ150cmの円が内接</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				建築物の床面積			~500m ²	500m ² ~2,000m ²	2,000m ² ~	φ180cmの円が内接	♥	♥	○ 1以上 (共同住宅を除く)	φ150cmの円が内接	○	○	○
	建築物の床面積																																				
	~500m ²	500m ² ~2,000m ²	2,000m ² ~																																		
φ180cmの円が内接	♥	♥	○ 1以上																																		
φ150cmの円が内接	○	○	○																																		
	建築物の床面積																																				
	~500m ²	500m ² ~2,000m ²	2,000m ² ~																																		
φ180cmの円が内接	♥	♥	○ 1以上 (共同住宅を除く)																																		
φ150cmの円が内接	○	○	○																																		
106				106																																	

改正ページ	115-1ページ	改正点	赤字部分の修正								
〔旧〕現行		〔新〕改正案									
コラム	コラム										
多機能トイレに利用者が集中している背景	バリアフリートイレに利用者が集中している背景										
<p>1987年頃の車いす使用者用トイレ</p> <p>2000年頃の多機能トイレ</p> <p>※着替え台は、乳幼児のおむつ替えや オストメイトの着替え等の際に便利な設備です。</p> <p>1980年代は障害者の社会参加の必要性が叫ばれ、車いす使用者用トイレの設置が進みました。しかし、2000年代からは車いす使用者だけでなく、高齢者やオストメイト、子ども連れ等の外出機会の増加に伴い、車いす使用者用トイレの中に様々な機能が追加されてきました。</p> <p>バリアフリー化の取組として、駅や建築物などにおける車いす使用者用トイレの設置義務を背景に、近年、子ども連れなども利用できる、「多機能トイレ」が数多く設置されてきました。</p> <p>一方で、車いす使用者などの障害者だけでなく、高齢者、子ども連れなどの利用が集中して、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が使いにくくなっているという指摘が多く寄せられています。</p> <p>このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、利用者のマナー向上にとどまらず、「多機能トイレ」内のみにあった各種設備や機能を、その他のトイレにも分散して配置することが有効な方法です。</p> <p>また、近年では知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即したトイレの設計とすることも求められています。</p> <p>(参考) 多機能トイレの利用実態調査</p> <p>○車いす使用者のうち約94%の方が、多機能トイレで待たされた経験がある。</p> <p>車いす使用者の方々で、多機能トイレで待たされた経験があるのは、「待たされたことがよくある(52.4%)」、「たまにある(41.9%)」で、合わせると94.3%となっている。</p> <table border="1"> <tr> <td>待たされたことがよくある 52%</td> <td>たまにある 42%</td> <td>あまりない 2%</td> <td>全くない 1%</td> <td>未回答 3%</td> </tr> </table> <p>○多機能トイレで待たされた車いす使用者のうち約83%の方が子ども連れ、約71%の方が障害者に見えない人が多機能トイレから出てくることを経験している。</p> <p>多機能トイレから出てきた方 (回答者数に対する割合)</p> <p>車いす使用者 (介助者あり) 35.2% 車いす使用者 (介助者なし) 24.8% 子ども連れ 82.9% 高齢者 (介助者あり) 9.5% 高齢者 (介助者なし) 21.9% 荷物を持った人 12.4% 障害者に見えない人 71.4% その他 12.4%</p> <p>(車いす回答者数 n=105)</p> <p>出典:「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書」(国土交通省) (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosai_barrierfree Tk_000016.html)を基に作成</p>	待たされたことがよくある 52%	たまにある 42%	あまりない 2%	全くない 1%	未回答 3%	<p>1987年頃の車いす使用者用トイレ</p> <p>2000年頃の車いす使用者用トイレ</p> <p>※着替え台は、乳幼児のおむつ替えや オストメイトの着替え等の際に便利な設備です。</p> <p>1980年代は障害者の社会参加の必要性が叫ばれ、車いす使用者用トイレの設置が進みました。しかし、2000年代からは車いす使用者だけでなく、高齢者やオストメイト、子ども連れ等の外出機会の増加に伴い、車いす使用者用トイレの中に様々な機能が追加されてきました。</p> <p>このような様々な機能を備えたトイレは、駅や建築物などにおける車いす使用者用トイレの設置義務を背景に、「多機能トイレ」や「多目的トイレ」、「みんなのトイレ」として、数多く整備が進められましたが、車いす使用者などの障害者だけでなく、高齢者、子ども連れなどの利用が集中して、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が使いにくくなっているという指摘が多く寄せられています。</p> <p>このような実態を踏まえ、昨今多様な利用者の円滑な利用の促進のため、車いす使用者用トイレ内の各種設備や機能を、その他のトイレにも分散して配置することが有効とされているほか、国のガイドラインにおいて、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め誰でも使用できるような名称としないことと定められており、「バリアフリートイレ」等の名称を用いることが推奨されます。</p> <p>また、近年では知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即したトイレの設計とすることも求められています。</p> <p>(参考) 多機能トイレ * の利用実態調査</p> <p>* 調査研究報告書の引用につき、「多機能トイレ」の記載を残しています。</p> <p>○車いす使用者のうち約94%の方が、多機能トイレで待たされた経験がある。</p> <p>車いす使用者の方々で、多機能トイレで待たされた経験があるのは、「待たされたことがよくある(52.4%)」、「たまにある(41.9%)」で、合わせると94.3%となっている。</p> <table border="1"> <tr> <td>待たされたことがよくある 52%</td> <td>たまにある 42%</td> <td>あまりない 2%</td> <td>全くない 1%</td> <td>未回答 3%</td> </tr> </table> <p>○多機能トイレで待たされた車いす使用者のうち約83%の方が子ども連れ、約71%の方が障害者に見えない人が多機能トイレから出てくることを経験している。</p> <p>多機能トイレから出てきた方 (回答者数に対する割合)</p> <p>車いす使用者 (介助者あり) 35.2% 車いす使用者 (介助者なし) 24.8% 子ども連れ 82.9% 高齢者 (介助者あり) 9.5% 高齢者 (介助者なし) 21.9% 荷物を持った人 12.4% 障害者に見えない人 71.4% その他 12.4%</p> <p>(車いす回答者数 n=105)</p> <p>出典:「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書」(国土交通省) (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosai_barrierfree Tk_000016.html)を基に作成</p>	待たされたことがよくある 52%	たまにある 42%	あまりない 2%	全くない 1%	未回答 3%
待たされたことがよくある 52%	たまにある 42%	あまりない 2%	全くない 1%	未回答 3%							
待たされたことがよくある 52%	たまにある 42%	あまりない 2%	全くない 1%	未回答 3%							
9	9										
便所	便所										

改正ページ	115-2 ページ	改正点	赤字部分の修正
[旧]現行		[新]改正案	
<p style="text-align: center;">コラム</p> <h2>多機能トイレへの利用者集中を解消する整備例</h2> <p>多機能トイレの整備を否定するものではありませんが、特に利用者が多い場合は多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応する設計を検討してください。</p> <p>多機能トイレに設備が集中している様子</p> <p>様々な利用者が集中し、車いす使用者が使いにくくなっている。</p>  <p>(配置イメージ図)</p> <p>一般トイレ</p> <p>多機能トイレ ・車いす使用者用設備 ・オストメイト対応設備 ・乳幼児用設備</p> <p>II マニュアル編 (1) 指定施設整備基準 建築物移動等円滑化基準 ア 共同住宅以外</p> <p>整備例1 一般トイレに、多機能トイレにあった設備を配置し、多機能トイレの利用者の一部を分散 車いす使用者以外による多機能トイレの利用頻度が減り、車いす使用者が利用しやすくなる。</p>  <p>整備例2 一般トイレに広めのトイレを設け、一部の車いす使用者が使用できるトイレを増やす 多機能トイレ以外にも車いす使用者が利用できるトイレを増やすことにより、車いす使用者が利用しやすくなる。</p>  <p>車いすで利用可能な有効幅員や空間を確保し、手すり等を設けています。自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす使用者は、一般トイレを利用できます。</p> <p>ベビーチェアやベビーベッドなどの乳幼児用設備を一般トイレ内に配置、便器の洋式化や手すりの設置など高齢者等への配慮を行っています。ベビーベッドを個室の外にも設けることで多くの人が利用できます。</p> <p>(配置イメージ図)</p> <p>一般トイレ ・乳幼児用設備 ・高齢者などへの配慮</p> <p>多機能トイレ ・車いす使用者用設備 ・オストメイト対応設備</p> <p>9 便所</p> <p>オストメイト対応設備の中には、腰掛便座の周辺に設置するタイプの製品があります。 低い位置に水栓設備があるため、ハウチの洗浄だけでなく、導尿のための器具や、しづん等の洗浄など、車いす使用者なども使うことができます。</p> <p>背もたれにつけるタイプ ノズルが自由に動くタイプ</p>	<p style="text-align: center;">コラム</p> <h2>バリアフリートイレへの利用者集中を解消する整備例</h2> <p>バリアフリートイレの整備を否定するものではありませんが、特に利用者が多い場合は多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応する設計を検討してください。</p> <p>バリアフリートイレに設備が集中している様子</p> <p>様々な利用者が集中し、車いす使用者が使いにくくなっている。</p>  <p>(配置イメージ図)</p> <p>一般トイレ</p> <p>バリアフリートイレ ・車いす使用者用設備 ・オストメイト対応設備 ・乳幼児用設備</p> <p>II マニュアル編 (1) 指定施設整備基準 建築物移動等円滑化基準 ア 共同住宅以外</p> <p>整備例1 一般トイレに、バリアフリートイレにあった設備を配置し、バリアフリートイレの利用者の一部を分散 車いす使用者以外によるバリアフリートイレの利用頻度が減り、車いす使用者が利用しやすくなる。</p>  <p>整備例2 一般トイレに広めのトイレを設け、一部の車いす使用者が使用できるトイレを増やす バリアフリートイレ以外にも車いす使用者が利用できるトイレを増やすことにより、車いす使用者が利用しやすくなる。</p>  <p>車いすで利用可能な有効幅員や空間を確保し、手すり等を設けています。自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす使用者は、一般トイレを利用できます。</p> <p>ベビーチェアやベビーベッドなどの乳幼児用設備を一般トイレ内に配置、便器の洋式化や手すりの設置など高齢者等への配慮を行っています。ベビーベッドを個室の外にも設けることで多くの人が利用できます。</p> <p>(配置イメージ図)</p> <p>一般トイレ ・乳幼児用設備 ・高齢者などへの配慮</p> <p>バリアフリートイレ ・車いす使用者用設備 ・オストメイト対応設備</p> <p>9 便所</p> <p>オストメイト対応設備の中には、腰掛便座の周辺に設置するタイプの製品があります。 低い位置に水栓設備があるため、ハウチの洗浄だけでなく、導尿のための器具や、しづん等の洗浄など、車いす使用者なども使うことができます。</p> <p>背もたれにつけるタイプ ノズルが自由に動くタイプ</p>		
	115-2		115-2

改正ページ	115-3 ページ	改正点	赤字部分の修正
[旧]現行		[新]改正案	
<p>施設全体における機能分散 ① ～多機能トイレへの利用者集中を解消する考え方</p> <p>II マニュアル編 (1) 指定施設整備基準 ア 共同住宅以外</p> <p>9 便所</p> <p>図 商業施設における施設全体でのトイレ配置</p> <p>大型ベッドや乳幼児用設備、オストメイト対応設備など別々の階に設け、施設全体で機能を分散しています。 また、子ども用品フロアのトイレは子ども連れに配慮した設備を充実する等、<u>フロアの利用者特性に応じ、トイレの設備を計画</u>しています。</p> <p>なお、この事例は商業施設を例としていますが、一度に多くの人が来訪する劇場や競技場等では、機能分散を考慮したトイレ配置が必要です。</p>	<p>II マニュアル編 (1) 指定施設整備基準 ア 共同住宅以外</p> <p>9 便所</p> <p>図 商業施設における施設全体でのトイレ配置</p> <p>大型ベッドや乳幼児用設備、オストメイト対応設備など別々の階に設け、施設全体で機能を分散しています。 また、子ども用品フロアのトイレは子ども連れに配慮した設備を充実する等、<u>フロアの利用者特性に応じ、トイレの設備を計画</u>しています。</p> <p>なお、この事例は商業施設を例としていますが、一度に多くの人が来訪する劇場や競技場等では、機能分散を考慮したトイレ配置が必要です。</p>	<p>施設全体における機能分散 ① ～バリアフリートイレへの利用者集中を解消する考え方</p> <p>II マニュアル編 (1) 指定施設整備基準 ア 共同住宅以外</p> <p>9 便所</p> <p>図 商業施設における施設全体でのトイレ配置</p> <p>オストメイト対応設備は、オストメイトの利用のしやすさに配慮するため、男女トイレに設けます。</p> <p>多くの人が利用する1階のトイレは、混雑への配慮のため男女トイレにも機能を分散した結果、バリアフリートイレを効果的に使用することができます。</p>	

コラム

施設全体における機能分散 ② ～案内表示の重要性

施設全体での機能分散を行った場合に重要なのは、案内表示です。

高齢者や障害者、子ども連れが、どの設備がどのトイレにあるのかあらかじめ認識することができ、かつ目的とするトイレに円滑にたどり着けることが求められます。主な出入口・エレベーター・各トイレの入口などに、施設全体でのトイレの配置状況を確認できる案内を表示し、また、これに加えてトイレの入口には、男女トイレにそれぞれどのような設備が配置されているか、多機能トイレ内にはどのような機能があるのか、利用者の立場でもわかりやすい詳細な情報を表示する必要があります。

トイレの奥に配置されることが多い広めのトイレは、その位置と機能（ベビーベッドやベビーチェア等の乳幼児用設備や、オストメイト対応設備はあるかなど）をわかりやすく表示します。

また、トイレに入る前にどのような設備があるのかわかるように、トイレの戸やその付近にピクトグラムで表示するなど配慮が求められます。

さらに、多機能トイレの近くに、他のフロアの多機能トイレ等の情報を表示すると、行動選択の参考にもなります。

施設全体での表示：各フロアの構成とともに、どのようにトイレが配置されているか伝えています。



トイレ入口にある案内表示：
男女トイレ・多機能トイレ内の設備も表示しています。



多機能トイレの出入口ドア表示：
内部に配置されている設備をピクトグラムで表示しています。



広めのトイレの表示：車いす使用者や子ども連れで利用できる広めトイレであることがわかるよう、扉にピクトグラムで表示しています。

II
マニュアル編

(1) 指定施設整備基準化基準

ア

共同住宅以外

9

便所

施設全体における機能分散 ② ～案内表示の重要性

施設全体での機能分散を行った場合に重要なのは、案内表示です。

高齢者や障害者、子ども連れが、どの設備がどのトイレにあるのかあらかじめ認識することができ、かつ目的とするトイレに円滑にたどり着けることが求められます。主な出入口・エレベーター・各トイレの入口などに、施設全体でのトイレの配置状況を確認できる案内を表示し、また、これに加えてトイレの入口には、男女トイレにそれぞれどのような設備が配置されているか、**バリアフリー**トイレ内にはどのような機能があるのか、利用者の立場でもわかりやすい詳細な情報を表示する必要があります。

トイレの奥に配置されることが多い広めのトイレは、その位置と機能（ベビーベッドやベビーチェア等の乳幼児用設備や、オストメイト対応設備はあるかなど）をわかりやすく表示します。

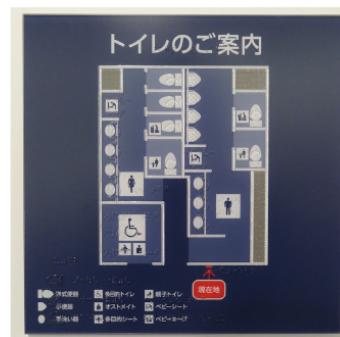
また、トイレに入る前にどのような設備があるのかわかるように、トイレの戸やその付近にピクトグラムで表示するなど配慮が求められます。

さらに、**バリアフリー**トイレの近くに、他のフロアの**バリアフリー**トイレ等の情報を表示すると、行動選択の参考にもなります。

施設全体での表示：各フロアの構成とともに、どのようにトイレが配置されているか伝えています。



トイレ入口にある案内表示：
男女トイレ・**バリアフリー**トイレ内の設備も表示しています。



広めのトイレの表示：車いす使用者や子ども連れで利用できる広めトイレであることがわかるよう、扉にピクトグラムで表示しています。

II
マニュアル編

(1) 指定施設整備基準化基準

ア

共同住宅以外

9

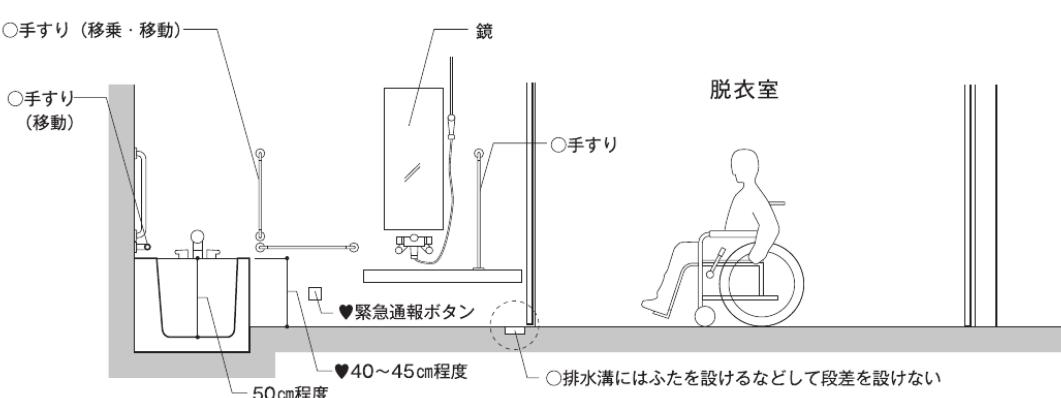
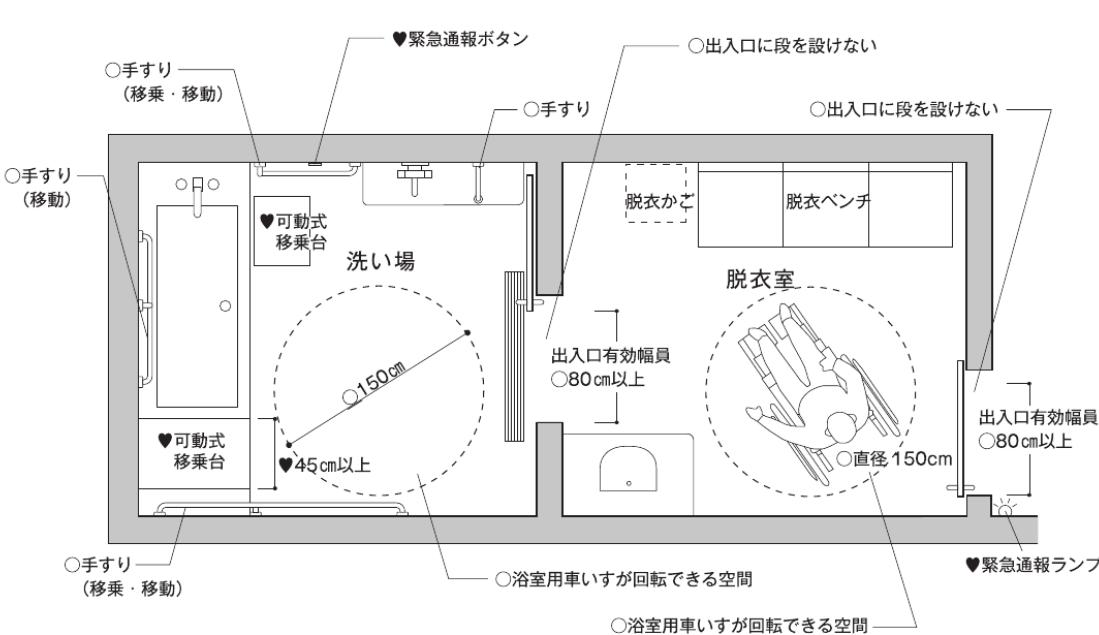
便所

改正ページ	116 ページ	改正点	「基本的な考え方」赤字部分を追加	
[旧]現行			[新]改正案	
10 浴室又はシャワー室				
基本的な考え方		基本的な考え方		
II マニ アル 編	(1) 指定施設整備基準 建築物移動等円滑化基準	II マニ アル 編	(1) 指定施設整備基準 建築物移動等円滑化基準	
ア 共同住宅 以外		ア 共同住宅 以外		
指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、当該浴室又はシャワー室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	同左	10-1	同左	10-1
(2) (1)の浴室又はシャワー室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。	同左	10-1 10-2 10-3	同左	10-1 10-2 10-3
ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左		ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左
イ 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	同左		イ 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	同左
ウ 出入口は、次に掲げるものであること。	同左		ウ 出入口は、次に掲げるものであること。	同左
(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。	同左		(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。	同左
(1) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左		(1) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左
エ 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	—		エ 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	—
オ 浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	—		オ 浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	—
(参考：関連条文) 規則別表第1の2 (10の項)、規則別表第5 (10の項)				
10		10	浴室又はシャワー室	
116		116		

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図10-2 個別浴室の例（車いす使用者向け）



円滑に利用できる構造

整備基準 10-(2)-イ

- 車いす使用者が円滑に利用できるよう、浴室内で車いすが回転できるスペースを確保すること。
- 介助者が複数であることも想定されるため、より広いスペースを確保することが望ましい。

浴槽の構造

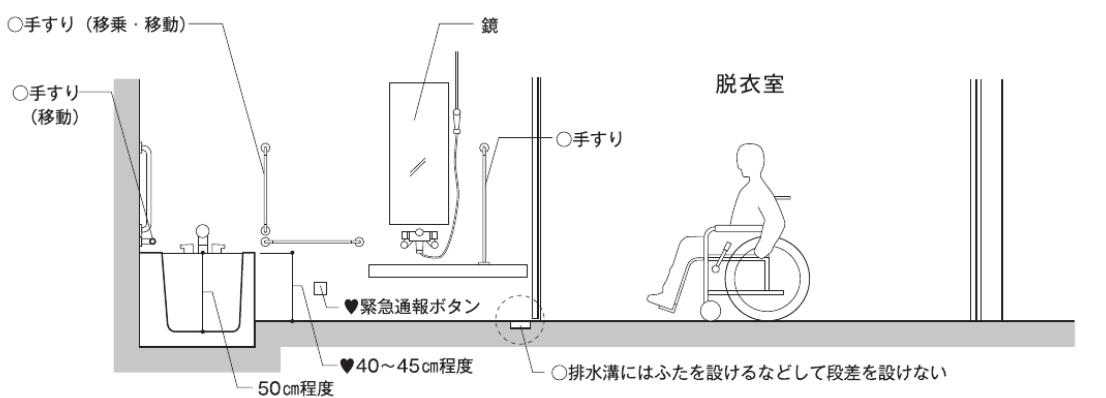
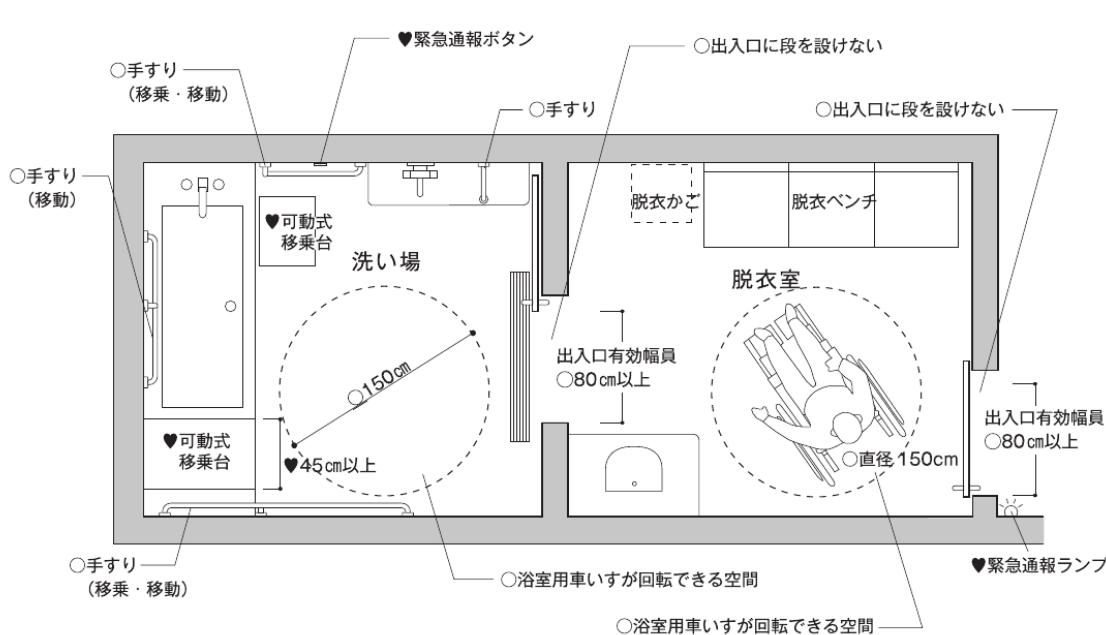
整備基準 10-(2)-オ

- 個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さ（40~45cm）と同程度とすることが望ましい。
- 介助者が浴槽のわきに回り込むことができるよう、取り外し可能な可動式移乗台を設けることが望ましい。
- 立ち上がりの動作に配慮して、移乗台の下部に空間を設けることが望ましい。

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図10-2 個別浴室の例（車いす使用者向け）



円滑に利用できる構造

整備基準 10-(2)-イ

- 車いす使用者が円滑に利用できるよう、浴室内で車いすが回転できるスペースを確保すること。
- 「浴室又はシャワー室」に付属する更衣室（脱衣室）も協議対象となる。したがって、「浴室又はシャワー室」と「浴室又はシャワー室に付属する更衣室（脱衣室）」のそれぞれに、車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間の確保が必要である。なお、浴室又はシャワー室に付属しない事務所等による更衣室や試着室は対象ならない。
- 介助者が複数であることも想定されるため、より広いスペースを確保することが望ましい。

浴槽の構造

整備基準 10-(2)-オ

- 個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さ（40~45cm）と同程度とすることが望ましい。
- 介助者が浴槽のわきに回り込むことができるよう、取り外し可能な可動式移乗台を設けることが望ましい。
- 立ち上がりの動作に配慮して、移乗台の下部に空間を設けることが望ましい。

改正ページ	126 ページ	改正点	(3)イの修正																																																																													
[旧]現行		[新]改正案																																																																														
12 客席及び舞台	12 客席及び舞台	12 客席及び舞台	12 客席及び舞台																																																																													
Ⅱ マニュアル編 （1） 建築物移動等円滑化基準 ア 共同住宅以外	Ⅱ マニュアル編 （1） 建築物移動等円滑化基準 ア 共同住宅以外	Ⅱ マニュアル編 （1） 建築物移動等円滑化基準 ア 共同住宅以外	Ⅱ マニュアル編 （1） 建築物移動等円滑化基準 ア 共同住宅以外																																																																													
基本的な考え方	基本的な考え方	基本的な考え方	基本的な考え方																																																																													
<p>高齢者、障害者等が利用しやすい客席（車いす使用者用のスペースの確保等）、舞台の構造、設備（客席や袖から舞台に上がることができる経路の確保等）に配慮する必要があります。</p> <p>また、車いす使用者をはじめとする様々な利用者に対し、視野の確保が重要になります。映画館や競技場等、建物の用途・利用実態に応じて、客席空間の勾配・座席の配置を検討することが求められています。</p> <p>その他、多様な利用者を想定し、区画された観覧室等の設置や乳幼児連れ利用者用にベビーカー置き場を設けるなどの配慮も必要です。</p>	<p>高齢者、障害者等が利用しやすい客席（車いす使用者用のスペースの確保等）、舞台の構造、設備（客席や袖口から舞台に上がることができる経路の確保等）に配慮する必要があります。</p> <p>また、車いす使用者をはじめとする様々な利用者に対し、視野の確保が重要になります。映画館や競技場等、建物の用途・利用実態に応じて、客席空間の勾配・座席の配置を検討することが求められています。</p> <p>その他、多様な利用者を想定し、区画された観覧室等の設置や乳幼児連れ利用者用にベビーカー置き場を設けるなどの配慮も必要です。</p>	<p>高齢者、障害者等が利用しやすい客席（車いす使用者用のスペースの確保等）、舞台の構造、設備（客席や袖口から舞台に上がることができる経路の確保等）に配慮する必要があります。</p> <p>また、車いす使用者をはじめとする様々な利用者に対し、視野の確保が重要になります。映画館や競技場等、建物の用途・利用実態に応じて、客席空間の勾配・座席の配置を検討することが求められています。</p> <p>その他、多様な利用者を想定し、区画された観覧室等の設置や乳幼児連れ利用者用にベビーカー置き場を設けるなどの配慮も必要です。</p>	<p>高齢者、障害者等が利用しやすい客席（車いす使用者用のスペースの確保等）、舞台の構造、設備（客席や袖口から舞台に上がることができる経路の確保等）に配慮する必要があります。</p> <p>また、車いす使用者をはじめとする様々な利用者に対し、視野の確保が重要になります。映画館や競技場等、建物の用途・利用実態に応じて、客席空間の勾配・座席の配置を検討することが求められています。</p> <p>その他、多様な利用者を想定し、区画された観覧室等の設置や乳幼児連れ利用者用にベビーカー置き場を設けるなどの配慮も必要です。</p>																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定施設整備基準</th> <th>建築物移動等円滑化基準</th> <th>図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用部分を設けなければならない。</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。イにおいて同じ。）に設ける座席の数が400以下の場合 2</td> <td>同左（床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満の場合1以上）</td> <td>12-1</td> </tr> <tr> <td>イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</td> <td>同左</td> <td>12-1</td> </tr> <tr> <td>(2) (1)の車いす使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。</td> <td>同左</td> <td>12-2</td> </tr> <tr> <td>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車いす使用者用部分については、奥行きを135センチメートル以上とすることができます。</td> <td>奥行きは135センチメートルとすること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。</td> <td>二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 床は平らとすること。</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 車いす使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</td> <td>同左</td> <td>12-3</td> </tr> <tr> <td>ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。</td> <td>二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</td> <td>条例小規模対象建築物にあっては、90センチメートル以上とすること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用部分を設けなければならない。	同左		ア 当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。イにおいて同じ。）に設ける座席の数が400以下の場合 2	同左（床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満の場合1以上）	12-1	イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	同左	12-1	(2) (1)の車いす使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-2	ア 幅は、90センチメートル以上とすること。	同左		イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車いす使用者用部分については、奥行きを135センチメートル以上とすることができます。	奥行きは135センチメートルとすること。		ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。	二		エ 床は平らとすること。	同左		(3) 車いす使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-3	ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	二		イ 幅は、120センチメートル以上とすること。	条例小規模対象建築物にあっては、90センチメートル以上とすること。		ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定施設整備基準</th> <th>建築物移動等円滑化基準</th> <th>図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用部分を設けなければならない。</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。イにおいて同じ。）に設ける座席の数が400以下の場合 2</td> <td>同左（床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満の場合1以上）</td> <td>12-1</td> </tr> <tr> <td>イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</td> <td>同左</td> <td>12-1</td> </tr> <tr> <td>(2) (1)の車いす使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。</td> <td>同左</td> <td>12-2</td> </tr> <tr> <td>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車いす使用者用部分については、奥行きを135センチメートル以上とすることができます。</td> <td>奥行きは135センチメートルとすること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。</td> <td>二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 床は平らとすること。</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 車いす使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</td> <td>同左</td> <td>12-3</td> </tr> <tr> <td>ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。</td> <td>二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</td> <td>同左。ただし、条例対象小規模特別特定建築物にあっては、90センチメートル以上とすること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用部分を設けなければならない。	同左		ア 当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。イにおいて同じ。）に設ける座席の数が400以下の場合 2	同左（床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満の場合1以上）	12-1	イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	同左	12-1	(2) (1)の車いす使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-2	ア 幅は、90センチメートル以上とすること。	同左		イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車いす使用者用部分については、奥行きを135センチメートル以上とすることができます。	奥行きは135センチメートルとすること。		ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。	二		エ 床は平らとすること。	同左		(3) 車いす使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-3	ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	二		イ 幅は、120センチメートル以上とすること。	同左。ただし、条例対象小規模特別特定建築物にあっては、90センチメートル以上とすること。		ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左		126
指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図																																																																														
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用部分を設けなければならない。	同左																																																																															
ア 当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。イにおいて同じ。）に設ける座席の数が400以下の場合 2	同左（床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満の場合1以上）	12-1																																																																														
イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	同左	12-1																																																																														
(2) (1)の車いす使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-2																																																																														
ア 幅は、90センチメートル以上とすること。	同左																																																																															
イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車いす使用者用部分については、奥行きを135センチメートル以上とすることができます。	奥行きは135センチメートルとすること。																																																																															
ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。	二																																																																															
エ 床は平らとすること。	同左																																																																															
(3) 車いす使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-3																																																																														
ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	二																																																																															
イ 幅は、120センチメートル以上とすること。	条例小規模対象建築物にあっては、90センチメートル以上とすること。																																																																															
ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左																																																																															
指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図																																																																														
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用部分を設けなければならない。	同左																																																																															
ア 当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。イにおいて同じ。）に設ける座席の数が400以下の場合 2	同左（床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満の場合1以上）	12-1																																																																														
イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	同左	12-1																																																																														
(2) (1)の車いす使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-2																																																																														
ア 幅は、90センチメートル以上とすること。	同左																																																																															
イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車いす使用者用部分については、奥行きを135センチメートル以上とすることができます。	奥行きは135センチメートルとすること。																																																																															
ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。	二																																																																															
エ 床は平らとすること。	同左																																																																															
(3) 車いす使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-3																																																																														
ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	二																																																																															
イ 幅は、120センチメートル以上とすること。	同左。ただし、条例対象小規模特別特定建築物にあっては、90センチメートル以上とすること。																																																																															
ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左																																																																															

参考図

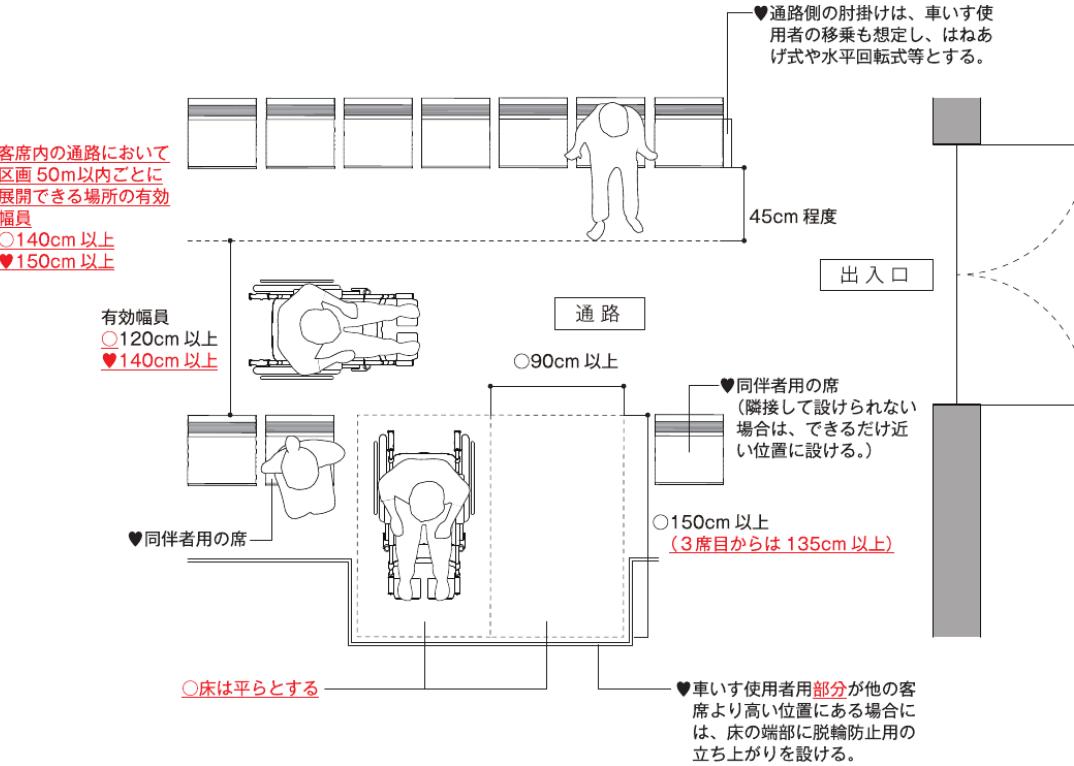
○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図12-2 車いす使用者用部分まわりの整備例

II マニュアル編

(1) 指定施設整備基準等円滑化基準

ア 共同住宅以外

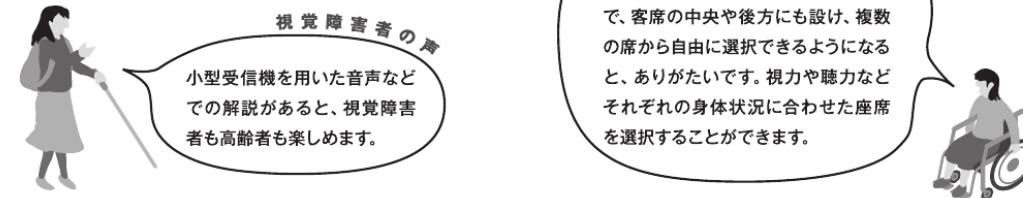


整備基準 12-(2), (3)

- ・車いす使用者用部分は、観覧しやすく、出入口から到達しやすい位置とする。
- ♥車いす使用者用部分に隣接して同伴者用の席を設けることが望ましい。
- ♥車いす使用者用部分の前後には、容易に出入り及び転回が可能なスペースを設けること望ましい。
- ♥多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合は、固定式のほか、可動式の座席・観覧席を整備し、必要な際に、車いす使用者用部分とすることが望ましい。
- ♥前面の座席・観覧席よりもレベル差を大きく設け、車いす使用者のサイトライン（可視線）を確保することが望ましい。

12

客席及び舞台



参考図

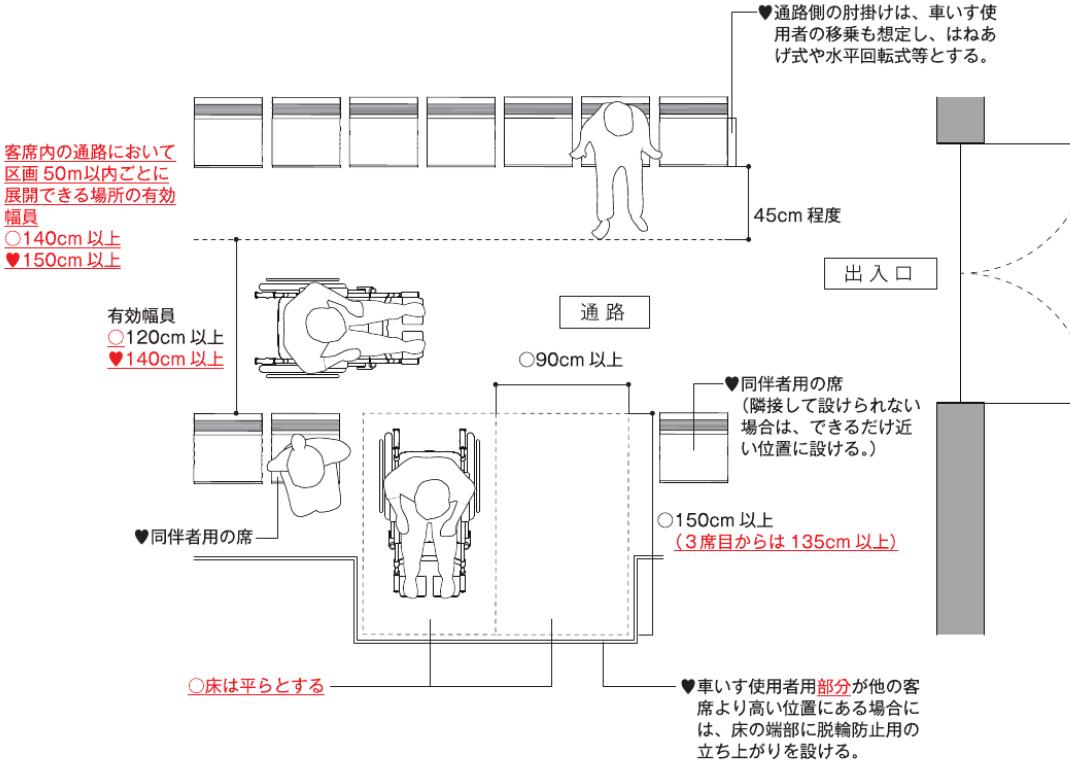
○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図12-2 車いす使用者用部分まわりの整備例

II マニュアル編

(1) 指定施設整備基準等円滑化基準

ア 共同住宅以外



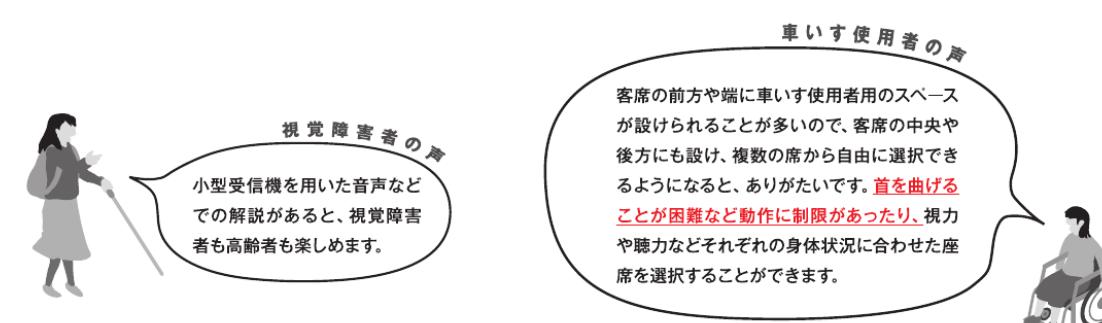
整備基準 12-(2), (3)

- ・車いす使用者用部分は、観覧しやすく、出入口から到達しやすい位置とする。
- ♥車いす使用者用部分に隣接して同伴者用の席を設けること望ましい。
- ♥車いす使用者用部分の前後には、容易に出入り及び転回が可能なスペースを設けること望ましい。
- ♥多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合は、固定式のほか、可動式の座席・観覧席を整備し、必要な際に、車いす使用者用部分とすることが望ましい。
- ♥前面の座席・観覧席よりもレベル差を大きく設け、車いす使用者のサイトライン（可視線）の確保に努める。

※ 同伴者席の設置方法については、消防予第248号(令和7年6月26日)「劇場等における車椅子使用者客席の同伴者席の固定に係る取扱いについて(通知)」を参照の上、各区消防署に相談してください。

12

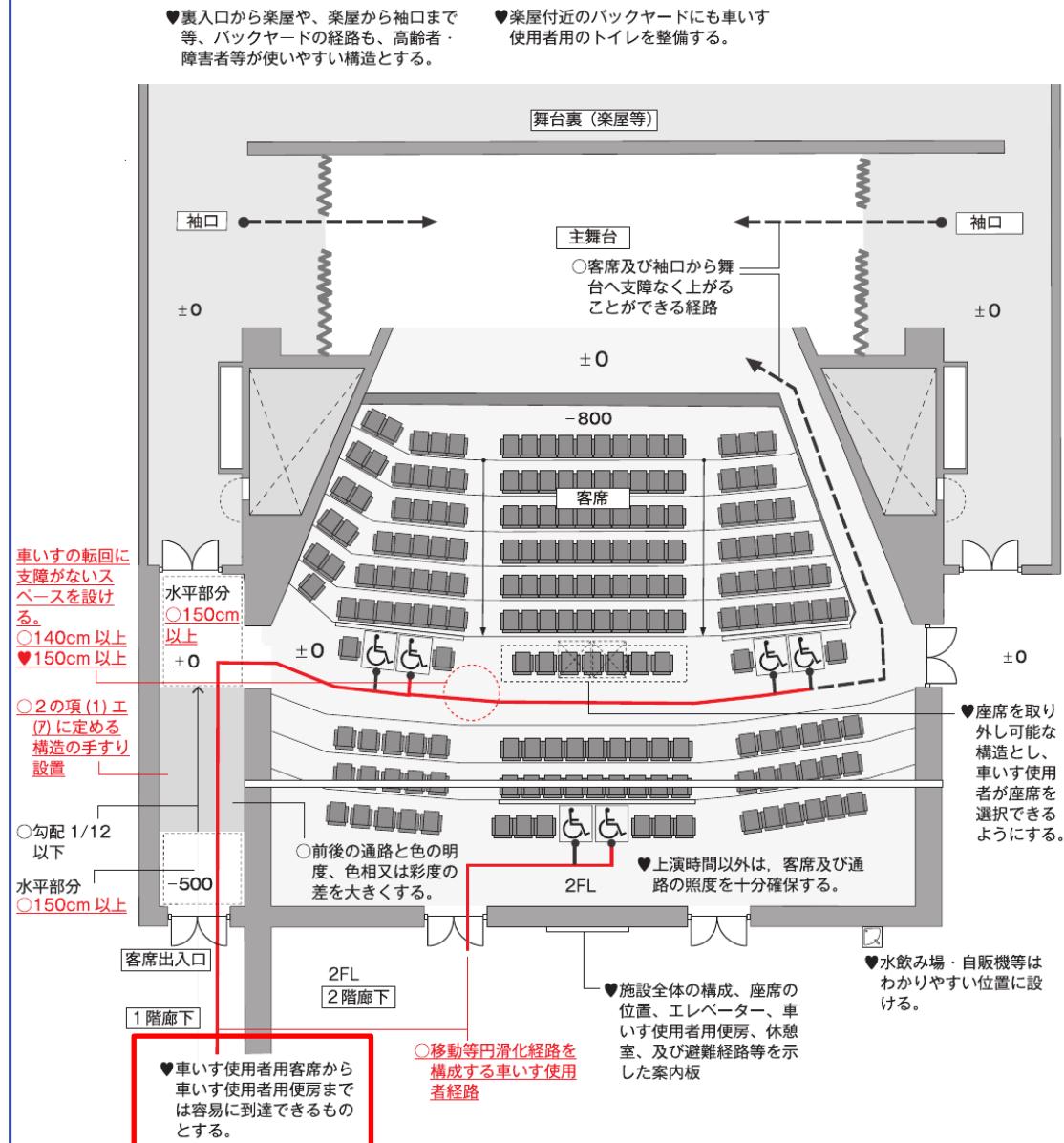
客席及び舞台



○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

参考図

図12-3 高齢者・障害者等の利用者に配慮した動線の確保などの例



II マニュアル編

(1) 指定施設整備基準等円滑化基準

ア 共同住宅以外

12

客席及び舞台

舞台

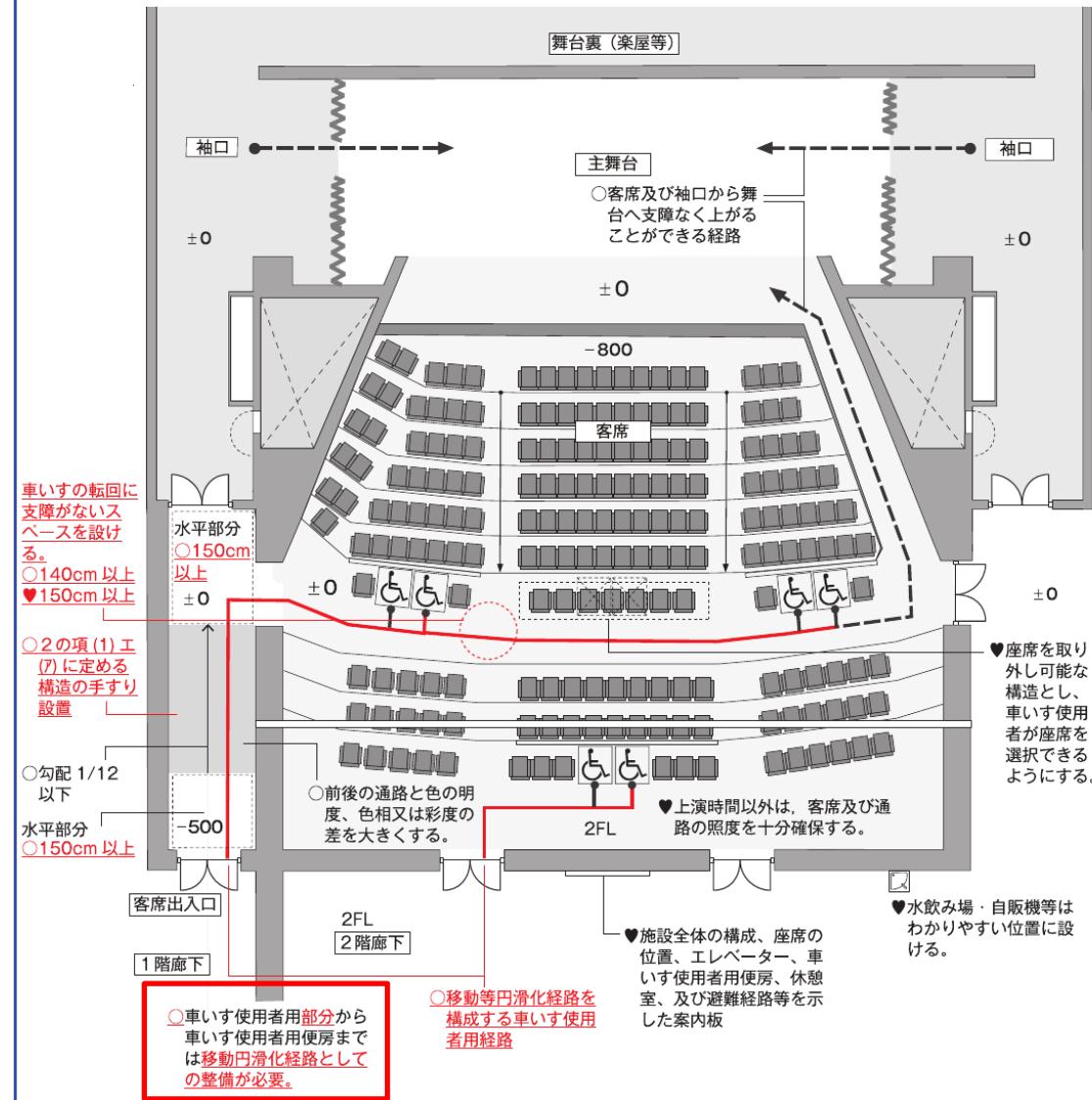
整備基準 12-(4)

- 客席及び袖口から舞台へ支障なく上がることができる経路が必要である。
- 舞台から楽屋や通用口へ至る経路についても、円滑な移動に配慮したものとすることが望ましい。

参考図

図12-3 高齢者・障害者等の利用者に配慮した動線の確保などの例

●裏入口から楽屋や、楽屋から袖口まで等、バックヤードの経路も、高齢者・障害者等が使いやすい構造とする。



II マニュアル編

(1) 指定施設整備基準等円滑化基準

ア 共同住宅以外

12

客席及び舞台

舞台

整備基準 12-(4)

- 客席及び袖口から舞台へ支障なく上がることができる経路が必要である。
- 舞台から楽屋や通用口へ至る経路についても、円滑な移動に配慮したものとすることが望ましい。

コラム

サイトライン（可視線）

II マニュアル編
（1）指定施設整備基準
ア 共同性毛以外

サイトラインとは、客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して対象（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見るために遮られるべきでない、視野の限界線のことといいます。

眼高がとりわけ低い車いす使用者のサイトラインも想定する必要があり、車いす使用者用客席・観覧席は前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保することが重要です。さらに、車いす使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さについても、サイトラインの確保に支障がないよう配慮が求められます。また、車いす使用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保することも有効です。

客席や観覧席を有する施設の構造等も様々であるため、それぞれの状況に応じたサイトラインの確保の工夫をし、全ての人が**鑑賞や観戦**を楽しめる環境を整えることが重要です。

車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインを確保できる整備例

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）を基に作成

車いす使用者の声

映画館の車いす使用者用のスペースは一番前が多く、映画が見づらいです。
逆に、劇場やコンサートホールでは一番後ろが多く、前の人気が立つと見えなくなってしまうことがあります。

12
客席及び舞台

コラム

サイトライン（可視線）

II マニュアル編
（1）指定施設整備基準
ア 共同性毛以外

サイトラインとは、客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して対象（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見るために遮られるべきでない、視野の限界線のことといいます。

眼高がとりわけ低い車いす使用者のサイトラインも想定する必要があり、車いす使用者用客席・観覧席は前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保することが重要です。さらに、車いす使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さについても、サイトラインの確保に支障がないよう配慮が求められます。また、車いす使用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保することも有効です。

客席や観覧席を有する施設の構造等も様々であるため、それぞれの状況に応じたサイトラインの確保の工夫をし、全ての人が**鑑賞や観戦**を楽しめる環境を整えることが重要です。

車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインを確保できる整備例

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年5月）を基に作成

車いす使用者の声

映画館の車いす使用者用のスペースは一番前が多く、映画が見づらいです。
逆に、劇場やコンサートホールでは一番後ろが多く、前の人気が立つと見えなくなってしまうことがあります。

12
客席及び舞台

15 案内設備までの経路

基本的な考え方

視覚障害者が利用できる案内設備又は案内所まで、視覚障害者を誘導する経路を整備する必要があります。危険防止のため、通行の妨げとなるものを経路上に置かないようにする等の配慮が必要です。

II マニュアル編

(1) 指定施設整備基準
建築物移動等円滑化基準
ア 共同住宅以外

指定施設整備基準

歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.134-4)

建築物移動等円滑化基準

道等から14の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

図

15-1
15-2
15-3
15-4

(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（「注1」参照）及び点状ブロック等（「注2」参照）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えて、若しくは高さが16センチメートルを超えて、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。

当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等（「注2」参照）を敷設すること。

案内設備までの経路

15

注1：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

注2：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

15 案内設備までの経路

基本的な考え方

視覚障害者が利用できる案内設備又は案内所まで、視覚障害者を誘導する経路を整備する必要があります。危険防止のため、通行の妨げとなるものを経路上に置かないようにする等の配慮が必要です。

II マニュアル編

(1) 指定施設整備基準
建築物移動等円滑化基準
ア 共同住宅以外

指定施設整備基準

歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.134-3)

⇒「2 敷地内通路(1)」を参照(P.64)

建築物移動等円滑化基準

道等から14の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

図

15-1
15-2
15-3
15-4

(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（「注1」参照）及び点状ブロック等（「注2」参照）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えて、若しくは高さが16センチメートルを超えて、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。

当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の、車路に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えて、若しくは高さが16センチメートルを超えて、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等（「注2」参照）を敷設すること。

案内設備までの経路

15

(参考：関連条文) 政令第22条、平成18年告示第1497号第4・第5、規則別表第5(15の項)

注1：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

注2：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

改正ページ	134-2 ページ	改正点	削除											
[旧]現行		[新]改正案												
<p style="text-align: center;">指定施設整備基準</p> <p>「2 敷地内通路」(1) 参照</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top; padding: 5px;">II マニ ュアル 編</td> <td style="width: 80%; vertical-align: top; padding: 5px;">建築物移動等円滑化基準</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top; padding: 5px;">図</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</td> <td style="padding: 5px;">2-2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">(7) 段の上端及び下端に近接する部分</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">(1) 車路に近接する部分</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(参考：関連条文) 政令第22条、平成18年告示第1497号第4・第5、規則別表第5（15の項）</p> <p style="text-align: center;">ア 共同住宅以外</p>	II マニ ュアル 編	建築物移動等円滑化基準	図	イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。		2-2	(7) 段の上端及び下端に近接する部分			(1) 車路に近接する部分			<p>《削除》</p>	
II マニ ュアル 編	建築物移動等円滑化基準	図												
イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。		2-2												
(7) 段の上端及び下端に近接する部分														
(1) 車路に近接する部分														
案内設備までの経路														
15														

改正ページ	152ページ	改正点	赤字部分の修正																													
〔旧〕現行		〔新〕改正案																														
2.乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子に関する基準	2.乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子に関する基準																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定施設整備基準（再掲載）</th> <th>建築物移動等円滑化基準（再掲載）</th> <th>図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子 「9 便所（6）」 ① 便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示を行うこと。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</td><td>同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</td><td>20-4 20-5</td></tr> <tr> <td>(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 (1) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房</td><td>同左 同左</td><td></td></tr> <tr> <td>「13 標識」 (1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。</td><td>同左 同左</td><td>20-4 20-5</td></tr> <tr> <td>(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。</td><td>同左 同左</td><td>20-4 20-5</td></tr> </tbody> </table>	指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図	乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子 「9 便所（6）」 ① 便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示を行うこと。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-4 20-5	(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 (1) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	同左 同左		「13 標識」 (1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左 同左	20-4 20-5	(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	同左 同左	20-4 20-5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定施設整備基準（再掲載）</th> <th>建築物移動等円滑化基準（再掲載）</th> <th>図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子 「9 便所」 (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 ① 便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸またはその付近には、その旨の表示を行うこと。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</td><td>同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</td><td>20-4 20-5</td></tr> <tr> <td>(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 (1) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房</td><td>同左 同左</td><td></td></tr> <tr> <td>「13 標識」 (1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。</td><td>同左 同左</td><td>20-4 20-5</td></tr> <tr> <td>(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。</td><td>同左 同左</td><td>20-4 20-5</td></tr> </tbody> </table>	指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図	乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子 「9 便所」 (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 ① 便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸またはその付近には、その旨の表示を行うこと。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-4 20-5	(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 (1) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	同左 同左		「13 標識」 (1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左 同左	20-4 20-5	(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	同左 同左	20-4 20-5	
指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図																														
乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子 「9 便所（6）」 ① 便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示を行うこと。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-4 20-5																														
(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 (1) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	同左 同左																															
「13 標識」 (1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左 同左	20-4 20-5																														
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	同左 同左	20-4 20-5																														
指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図																														
乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子 「9 便所」 (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 ① 便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸またはその付近には、その旨の表示を行うこと。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-4 20-5																														
(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 (1) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	同左 同左																															
「13 標識」 (1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左 同左	20-4 20-5																														
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	同左 同左	20-4 20-5																														
乳幼児連れ利用者に配慮した設備	乳幼児連れ利用者に配慮した設備																															
20	20																															
152	152																															

改正ページ	156 ページ	改正点	赤字部分を追加																																											
[旧]現行		[新]改正案																																												
2.点状ブロックの敷設位置に関する基準																																														
II マニュアル編 (1) 指定施設整備基準 ア 共同住宅以外 視覚障害者誘導用ブロック	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指定施設整備基準（再掲載）</th> <th style="width: 30%;">建築物移動等円滑化基準（再掲載）</th> <th style="width: 40%;">図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「2 敷地内の通路」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。 ⇒15 「案内設備までの経路」を参照</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(7) 段の上端及び下端に近接する部分</td><td></td><td>2-2 21-2</td></tr> <tr> <td>(1) 車路に近接する部分</td><td></td><td>2-2 21-2</td></tr> <tr> <td>「5 廊下等」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</td><td>同左</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。</td><td>階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</td><td>6-1 6-2 7-1 7-2 7-3 21-2 21-3</td></tr> </tbody> </table>	指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図	「2 敷地内の通路」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。			イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。 ⇒15 「案内設備までの経路」を参照			(7) 段の上端及び下端に近接する部分		2-2 21-2	(1) 車路に近接する部分		2-2 21-2	「5 廊下等」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	同左		イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。	階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 7-1 7-2 7-3 21-2 21-3	II マニュアル編 (1) 指定施設整備基準 ア 共同住宅以外 視覚障害者誘導用ブロック	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指定施設整備基準（再掲載）</th> <th style="width: 30%;">建築物移動等円滑化基準（再掲載）</th> <th style="width: 40%;">図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「2 敷地内の通路」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。 ⇒15 「案内設備までの経路」(P.134) を参照</td><td></td><td>2-2 21-2</td></tr> <tr> <td>(7) 段の上端及び下端に近接する部分</td><td></td><td>2-2 21-2</td></tr> <tr> <td>(1) 車路に近接する部分</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>「5 廊下等」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</td><td>同左</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。</td><td>階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</td><td>6-1 6-2 7-1 7-2 7-3 21-2 21-3</td></tr> </tbody> </table>	指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図	「2 敷地内の通路」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。			イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。 ⇒15 「案内設備までの経路」(P.134) を参照		2-2 21-2	(7) 段の上端及び下端に近接する部分		2-2 21-2	(1) 車路に近接する部分			「5 廊下等」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	同左		イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。	階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 7-1 7-2 7-3 21-2 21-3	
指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図																																												
「2 敷地内の通路」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。																																														
イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。 ⇒15 「案内設備までの経路」を参照																																														
(7) 段の上端及び下端に近接する部分		2-2 21-2																																												
(1) 車路に近接する部分		2-2 21-2																																												
「5 廊下等」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	同左																																													
イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。	階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 7-1 7-2 7-3 21-2 21-3																																												
指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図																																												
「2 敷地内の通路」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。																																														
イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。 ⇒15 「案内設備までの経路」(P.134) を参照		2-2 21-2																																												
(7) 段の上端及び下端に近接する部分		2-2 21-2																																												
(1) 車路に近接する部分																																														
「5 廊下等」 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	同左																																													
イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。	階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 7-1 7-2 7-3 21-2 21-3																																												

改正ページ	158-1 ページ	改正点	赤字部分を追加																				
[旧]現行		[新]改正案																					
<p>指定施設整備基準（再掲載）</p> <p>「2 敷地内の通路」</p> <p>(1) 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>II マニュアル編 (1) 指定施設整備基準 ア 共用設備以外</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</td> <td rowspan="2">⇒15 案内設備までの経路」を参照</td> <td>2-2 21-2</td> <td rowspan="2">2-2 21-2</td> </tr> <tr> <td>(7) 段の上端及び下端に近接する部分</td> <td>2-2 21-2</td> </tr> <tr> <td>(1) 車路に近接する部分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(参考：関連条文) 政令第22条、平成18年告示第1497号第4・第5、規則別表第5（2・15の項）</p>	イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。	⇒15 案内設備までの経路」を参照	2-2 21-2	2-2 21-2	(7) 段の上端及び下端に近接する部分	2-2 21-2	(1) 車路に近接する部分				<p>建築物移動等円滑化基準（再掲載）</p> <p>図</p>	<p>指定施設整備基準（再掲載）</p> <p>「2 敷地内の通路」</p> <p>(1) 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>II マニュアル編 (1) 指定施設整備基準 ア 共用設備以外</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</td> <td rowspan="2">⇒15 案内設備までの経路」(P.134) を参照</td> <td>2-2 21-2</td> <td rowspan="2">2-2 21-2</td> </tr> <tr> <td>(7) 段の上端及び下端に近接する部分</td> <td>2-2 21-2</td> </tr> <tr> <td>(1) 車路に近接する部分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(参考：関連条文) 政令第22条、平成18年告示第1497号第4・第5、規則別表第5（2・15の項）</p>	イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。	⇒15 案内設備までの経路」(P.134) を参照	2-2 21-2	2-2 21-2	(7) 段の上端及び下端に近接する部分	2-2 21-2	(1) 車路に近接する部分				<p>建築物移動等円滑化基準（再掲載）</p> <p>図</p>
イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。	⇒15 案内設備までの経路」を参照		2-2 21-2		2-2 21-2																		
(7) 段の上端及び下端に近接する部分		2-2 21-2																					
(1) 車路に近接する部分																							
イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。	⇒15 案内設備までの経路」(P.134) を参照	2-2 21-2	2-2 21-2																				
(7) 段の上端及び下端に近接する部分		2-2 21-2																					
(1) 車路に近接する部分																							
		視覚障害者誘導用ブロック																					